

平成25年第2回定例会会議録 (第3号)

平成25年6月13日

○出席議員 (25名)

1番	森	大輔	君	2番	三重	忠昭	君
3番	手束	貴裕	君	4番	野上	泰生	君
5番	森山	義治	君	6番	穴井	宏二	君
7番	加藤	信康	君	8番	荒金	卓雄	君
9番	松川	章三	君	10番	市原	隆生	君
11番	国実	久夫	君	12番	猿渡	久子	君
13番	吉富	英三郎	君	14番	黒木	愛一郎	君
15番	平野	文活	君	16番	松川	峰生	君
17番	野口	哲男	君	18番	堀本	博行	君
19番	山本	一成	君	20番	永井	正	君
21番	三ヶ尻	正友	君	22番	江藤	勝彦	君
23番	河野	数則	君	24番	泉	武弘	君
25番	首藤	正	君				

○欠席議員 (なし)

○説明のための出席者

市	長	浜田	博	君	副	市	長	友永	哲男	君										
副	市	長	阿南	俊晴	君	教	育	長	寺岡	悌二	君									
水道企業管理者		永井	正之	君	総	務	部	長	釜堀	秀樹	君									
企	画	部	長	大野	光章	君	建	設	部	長	糸永	好弘	君							
ONSENツーリズム部長		亀井	京子	君	生	活	環	境	部	長	浜口	善友	君							
福祉保健部長 兼福祉事務所長		伊藤	慶典	君	消	防	長	渡邊	正信	君										
教	育	次	長	豊永	健司	君	政	策	推	進	課	長	稲尾	隆	君					
職	員	課	長	檜山	隆士	君	財	産	活	用	課	長	原田	勲	明	君				
契	約	検	査	課	長	阿部	陽一郎	君	次	長	兼	課	税	課	長	三口	龍	義	君	
次	長	兼	観	光	課	長	松	永	徹	君	次	長	兼	環	境	課	長	伊藤	守	君

次長兼障害福祉課長	岩 尾 邦 雄 君	児童家庭課参事	岩 瀬 龍 子 君
高齢者福祉課長	中 西 康 太 君	公園緑地課長	宮 崎 徹 君
建築指導課長	竹 長 敏 夫 君	教育総務課長	重 岡 秀 徳 君
学校教育課長	古 田 和 喜 君	スポーツ健康課長	平 野 俊 彦 君
消防本部次長 兼 警 防 課 長	笠 置 高 明 君	消 防 副 署 長	上 野 和 徳 君

○議会事務局出席者

局 長	檜 垣 伸 晶	参事兼庶務係長	宮 森 久 住
次長兼議事係長	浜 崎 憲 幸	次長兼調査係長	河 野 伸 久
主 幹	吉 田 悠 子	主 査	溝 部 進 一
主 任	波 多 野 博	主 任	甲 斐 健 太 郎
主 任	池 上 明 子	主 事	穴 井 寛 子
速 記 者	桐 生 能 成		

○議事日程表（第3号）

平成25年6月13日（木曜日）午前10時開議

第 1 一般質問

○本日の会議に付した事件

日程第1（議事日程に同じ）

午前 10 時 00 分 開会

○議長（吉富英三郎君） ただいまから、継続市議会定例会を開会いたします。

本日の議事は、お手元に配付しております議事日程第 3 号により行います。

日程第 1 により、一般質問を行います。

通告の順序により発言を許可いたします。

○9 番（松川章三君） 一般質問をトップでやるというのは、初めてでございます。それでも私は緊張ぎみで、いつも緊張するのでございますが、きょうは特に緊張しております。でも、朝一番から元気よく質問を続けてやっていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、入ります。

実は平成 22 年の 9 月議会で一般質問の中、項目の中で公園利用についてという質問をさせていただいております。その中でドッグランのことを質問させていただきました。それから 3 年が経過しましたので、犬についての現状が変わっているのではないかと思いますので、まず現状について環境課にお伺いいたします。

市内の犬の登録数、そして予防注射の件数、これはどのようになっているのかお伺いいたします。

○次長兼環境課長（伊藤 守君） お答えいたします。

直近 3 年の犬の登録頭数でございますが、平成 22 年度 6,749 頭、平成 23 年度 6,810 頭、平成 24 年度 6,574 頭となっております。また、狂犬病の予防注射件数につきましては、平成 22 年度 4,097 件、接種率にいたしまして 60.7%、同じく平成 23 年度 3,957 件、接種率 58.1%、平成 24 年度 3,819 件、接種率 58.1%となっております。

○9 番（松川章三君） まあ、横ばいということでございますね。それでは、登録されていない犬、それと、いるのかいないのかわかりませんが、野犬というのですか、まるきりそういうふうには飼われていない野犬化した犬、こういうものが市内にいるとしたら何頭ぐらいなのか、お伺いいたします。

○次長兼環境課長（伊藤 守君） お答えいたします。

未登録の犬につきましては、現在、私どもの課のほうではちょっと把握ができておりません。私どもの課でも、未登録ということで苦慮しているところでございます。現在、年に 4 回発行しております環境新聞、また市報、ケーブルテレビなどを通じまして、登録と狂犬病の予防注射の周知を地道に行っているところでございます。野良犬、野犬につきましては、東部保健所のほうで野良犬等の捕獲を行っております。この 5 年間で平均 60 頭前後の捕獲件数で実施しております。

○9 番（松川章三君） 実は登録されていない犬とか野犬が、わかったほうがいいのですけれども、難しいと思いますけれども、ぜひともそういうものは調べていただきたいと思えます。

そしてまた、予防注射をされていない犬が約 42%、2,755 頭ということは、これははっきり言って驚きました。それだけの犬がされていないのかな、もし何かあったときには大変なことになるのではないかなということを思いましたので、それについては、今後そういうふうなこと、予防注射をしていただくように進めさせていただきたいと思っております。

この登録された 6,574 頭という犬の数、多さというのが、では、どのくらいかということ、別府市の人口を見ながら比較していきたいと思えますが、実は別府市の人口の 18 人に 1 人が、犬を 1 匹飼っているということになります。家庭で言えば 9 世帯に 1 軒ということになっております。

この 6,574 頭を飼っている人たちが、何らかの形で散歩なり運動に連れていっているわけでございますけれども、皆さんも多分、周りを見回せば、自分の周りにたくさんの犬が

いるということがわかると思います。

それで、それだけ多い犬に関する苦情、これはどのくらい市に寄せられているのかお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○次長兼環境課長（伊藤 守君） お答えいたします。

平成 24 年度の実績でございます。環境課及び東部保健所への犬の苦情件数でございますが、全体で 271 件となっております。その内容につきましては、行方不明等の問い合わせが約 50% を占めております。それから、捕獲の依頼、引き取りの依頼で約 30%、それから、放し飼いの取り締まり、ふん尿等の汚物悪臭で 10% というふうになってございます。

○9 番（松川章三君） そうですね、苦情の件数半分が、行方不明等の問い合わせということで、愛犬家の方も非常に多いのだな、その反面、半分の人がやっぱり自分の犬でありながらわからなくなることがあるのかなというふうに感じているところもあります。

それでは、先ほども言いましたけれども、平成 22 年 9 月の議会で、実は私はドッグランの設置が必要ではないか等の質問に対しまして、当時の上村公園緑地課長が、「今後の検討課題にしたい」ということで答弁をいただいております。ですが、その後、どのようになったのか、私は経過についても伺っておりませんので、その経過についてお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○公園緑地課長（宮崎 徹君） お答えをいたします。

平成 22 年第 3 回の 9 月議会以降、愛犬家の方とドッグラン設置について協議を行っております。その主な内容といたしましては、ドッグランの管理運営方法でございます。他都市の事例を説明するとともに、別府市でも他都市同様の愛犬家の団体によるボランティアでの管理運営の検討をお願いした経緯がございます。その後、進展がなく、今日に至っております。大変申しわけなく思っております。

○9 番（松川章三君） 実はこれは、そのときに答えてくれたのが公園緑地課長でございましたので、これは環境課にも本当は関係するものだと思っております。

協議した結果、その後、尻切れとんぼになったということみたいでございまして、そういうことは、本当はあってはいけないことだと私は思うのですけれどもね。では、環境課と公園緑地課ともにお伺いいたしますけれども、ドッグランの必要性というのをどのように考えているのか、お伺いしたいと思います。

○公園緑地課長（宮崎 徹君） お答えをいたします。

先ほど、環境課長のほうから犬に関する苦情件数について答弁がありましたが、苦情内容といたしましては、公園内での犬の散歩でのふんの始末や、リードを外しての放し飼いの苦情があります。このような苦情に対し、公園緑地課として現在対応に苦慮しているところでございまして、公園内でこのドッグラン施設の設置をする場合は、一般利用者とのすみ分けが行われ、公園での放し飼いによる事故などの危険を防止し、ふんの放置など衛生面におきましても解決されるものと思っております。また、飼い主以外の公園利用者も、より安全で快適に利用できるものと思っております。ドッグランにつきましては、必要な施設だと考えております。

○次長兼環境課長（伊藤 守君） お答えいたします。

実はことしの 1 月に初めての試みといたしまして、犬のしつけ方教室を別府で開催し、講演後の質問や相談のときに愛犬家の方々が列をなして、終了時間を気にしなければならないほどの盛況ぶりでした。ただ、開催場所が公民館等で、飼い主さんだけでということで参加をするという形のものでございましたので、少し物足りないものを私自身も感じておりました。

ドッグランが設置されれば、ドッグランを通じまして飼い主のマナー教室や犬のしつけ方教室を愛犬同伴で参加していただくことによって、より詳細な、より実践的な教室が開

催できて、飼い主さんのマナーがより一層向上するものと考えております。

- 9番（松川章三君） いろいろといただいているみたいですが、実は先日の6月6日ですか、木曜日に、愛犬家の先生たちが、ドッグラン設置の署名入り要望書を市長に提出をしております。愛犬家のネットワークは、本当にきずなが強くて、すばらしく回るのが早いのです。署名活動が行われましたと言われて3週間たないうちに相当数の人が署名していただいております。今でもその署名の数がふえ続けているというふうに私は聞いております。

そこで、そのことも含めて市長にドッグランについての考え方、どう考えているのか、市長にお伺いしたいと思います。

- 市長（浜田 博君） お答えいたします。

6月6日だったと思いますが、愛犬家の皆さん方、飼い犬を自由に運動させる専用スペース、いわゆるドッグラン、これを、ぜひ設置を求めたいということで、市民グループ役員の皆さんが、たしか1,708名の署名簿を持っていただきました。署名された皆様の住所を見ますと、市内はもちろんでございますが、市外、また県外からも署名をいただいているという状況を見まして、いかに多くの皆様方、愛犬家がドッグランの設置を必要としているのかな、求めているのかなということが、よくわかった次第でございます。

別府市は、観光地でございます。より多くの観光客の皆様方に来ていただくためにも、ドッグランはまた必要な施設であろう、このように認識をいたしております。温泉資源の活用も含めまして、やはり別府らしい、そういうドッグランが設置できればいいな。先進地の事例も真剣に調査をさせたい、このように思っております。

- 9番（松川章三君） 市長、そうですね、このドッグランはやっぱり必要だと思います。愛犬家にとっても、また公園の利用者にとっても、そして観光客にとっても、今、犬を連れて家族の一員として歩く人が本当にふえておりますので、そういう人たちのためにもやっぱりドッグランの設置はかなり必要だと思うし、また、そういうふうな声も本当に大きくなっております。また、ドッグランがあれば、公園利用者とのトラブルもかなり防げるのではないかなと思っております。

私は、早急にそのドッグランをつくるべきであると思っておりますが、そうすると、今度場所等そういうものの問題がかかわってきます。そこで、場所なんかについてはどのように考えているのかお伺いをいたします。

- 公園緑地課長（宮崎 徹君） お答えをいたします。

公園緑地課で設置場所の選定をする場合には、犬の鳴き声など、周辺の住民の皆様にご迷惑をおかけします。設置に対しましては、周辺住民の理解を得なければならないと思っております。また、現在の公園がどのように利用されているのか、公園利用者の意見も必要になろうかと思っております。それと、観光客の方の利用も考えますと、多くの愛犬家が車を利用されるわけでございます。駐車場につきましても、大きな問題ではないかと思っております。今後、場所の選定につきましても、慎重に検討をしていきたいと考えております。

- 9番（松川章三君） 場所を選定するのに慎重に検討していくということでございますが、実は利用されていないような市有地とか、公園でも設置をしようと思えばできるような可能性のあるところの公園がないわけではないと思うのです。そういうようなところがあるのではないかと思います。どう思いますか。

- 公園緑地課長（宮崎 徹君） お答えをいたします。

利用されていない市有地、公園で設置可能な場所があるのではとの御質問でございます。公園内での設置場所につきましては、先ほど答弁をさせていただきましたように、今後慎重に検討させていただきたいというふうに思っております。

また、利用されていない市有地の設置につきましては、関係課と連携をとりながら現地調査を行うとともに、十分な協議を行ってまいりたいというふうに考えております。

○9番（松川章三君） ぜひとも、よろしく願いいたします。

実は、私は昨年10月16日に日野市のほうに、日野市は公設ドッグランをつくっているのですが、そこに視察に行っていました。そのことについてちょっと報告しますと、日野市は、平成16年5月27日に、日野市議会に2団体4,884名の方によるドッグラン設置を求める請願書が提出されているわけでございます。そして、6月18日に市議会でドッグランの設置の請願を全会一致で採択しております。その後、6月20日にドッグラン建設地の選定作業を開始しております。そして、それから愛犬グループによるしつけ方教室とかその他もろもろございまして、そういうふうなもろもろをいろいろと何回もやっているみたいです。そして、半年たちまして、12月2日にドッグラン建設予定地の隣接自治会と協議を重ねております。その後、翌年の平成17年3月1日にドッグラン工事関連予算を盛り込んだ議案が上程されておいて、それを可決されております。5月20日に、ここは河川敷につくったものですから、国土交通省の担当地方整備局へ河川法に基づく施設設置の使用申請を出しております。そして、6月22日に河川法に基づく施設設置の使用許可がおりておるわけでございます。その後、8月1日にドッグラン工事の着工に入っております。そして、10月1日に日野市営ドッグランがオープンをしております。この間、約1年半です。そして、建設期間は2カ月ということになります。

この日野市のドッグランの施設概要はどうなっているかといいますと、これは全体では実は3,600平米あるのですが、その中のドッグランスペースというのは1,248平米でございます。小型犬専用エリアが448平米で、フリーエリアというのが800平米あるわけでございます。そして、ほかの整備に要するフェンスとか犬のトイレとか水飲み場とか、その他案内所とかベンチとか駐車場とか、そういうものがあります。結局ほかの広場とかいろんなものを足して3,600平米ということで、現実には1,200平米ほどのものがあればドッグランはできるのだなということで思っております。

そういうふうにしてはいるわけですが、そういうふうなものは中にやっぱり管理をするようなことが、一番問題になってくると思うのですが、その管理運営は、実は日野市の場合、「ひのわんパークの会」といってドッグランボランティアというのがありまして、それに委託をしているようになっております。

別府市でも、このようなことはできるのではないかと私は思っておりますが、その辺をどのように考えておりますか。また、設置自体は、さっき言いましたみたいに2カ月もあればできるので、難しい話ではないと思いますが、この管理運営、これをどのように考えているのかお伺いしたいと思います。

○公園緑地課長（宮崎 徹君） お答えをいたします。

他都市の状況でございますが、施設整備につきましては自治体で行い、管理運営につきましてはボランティア組織といった形態が多くなっております。この場合は、ボランティア組織を中心とした利用者相互の自治によってコミュニティー意識が形成されやすくなるようでございます。東京都立公園内でのドッグランは、全てこの方式によっておまして、施設の管理運営につきましては、自治体はかかわっていないようでございます。

別府市におきましても、愛犬家による豊富な知識により犬の教育、利用者のマナー向上、トラブルの解消法等を指導していただくとともに、飼い主同士の交流や情報の伝達の場所になればと思っております。また、ボランティアで管理運営をしていただければ、経費の節減にもつながるわけでございます。今後は、他都市の状況等について視察による十分な調査を行い、検討を行ってまいりたいと考えております。

○9番（松川章三君） ドッグランの設置は、本当、愛犬家の皆さんにとっては切実な願い

であると思っております。また、これをするに於いて先ほども言っていましたけれども、本当に観光客のため、また利用者のため、またトラブルが減るといふふうに考えておりますので、ぜひとも今後、設置に向かってスピード感を持って早期に実現をしていただきたいと思っております。どう考えますか。その辺を答えていただきたいと思っております。

○建設部長（糸永好弘君） お答えいたします。

ドッグランの必要性につきましては、ドッグラン設置により公園利用者の安全性、衛生面の確保、また、ドッグラン設置に伴う観光客の増加も見込めることなど、十分理解しております。ただ、設置場所の問題、特に周辺住民の理解を得なければできません。また、管理運営そして駐車場の問題等がありますので、一つ一つ解決し、早期の設置に向けて努力してまいりたいと考えております。

○9番（松川章三君） わかりました。設置に向けて努力してまいりたいということでございますので、今後、このドッグランにつきましては、追ってまたいきたいと思っておりますので、ぜひとも前回のように尻切れトンぼにならないようお願いしたいと思います。

では、ドッグランについては、この辺で終わります。次の別府商業高等学校閉校についてお伺いしたいと思います。

別府商業高校は、平成28年度をもって閉校することが決まっております。閉校後は、あそこの広い土地が、また校舎が残るわけでございますけれども、この再利用の計画はどのようなになっているのか。あれだけ広い、まちの真ん中にある広大な土地ですから、何かあると思っておりますが、お伺いいたします。

○教育総務課長（重岡秀徳君） お答えします。

別府商業高校の敷地の取り扱いにつきましては、昨年5月21日に県と覚書を取り交わしたところでございます。その覚書では、別府商業高校の敷地のうち、おおむね西側半分は市有地として残るようになっており、その部分に残る管理棟、屋内運動場などにつきましては、解体することになっております。

教育委員会といたしましては、この跡地に何らかの教育施設を建設する予定は、今のところはございませんので、別商閉校後は市長部局に移管する方向で協議を行っていきたいと考えております。

○9番（松川章三君） 今のところはないということでございますけれども、これは、さっきも言いましたけれども、広い、いい土地です。あの土地を何か利用する計画があれば、本当、できればいいなと思っております。

そこで、さっき、解体の方向でということでありましたが、その具体的な解体計画はどういうふうになっているのかお伺いしたいと思います。

○教育総務課長（重岡秀徳君） お答えします。

解体計画年度順に主な建物について、お答えします。

今年度は、敷地北側にあります3号館とプール、平成28年度は、東側にあります柔剣道場棟、また、閉校後の平成29年度には管理棟、1号館、2号館、屋内運動場などを解体するようになっております。

なお、4号館、5号館などは、県へ無償譲渡するようになっております。

○9番（松川章三君） 今年度は3号館とプールを解体すると聞きましたけれども、解体する前に防災関係とか消防関係の訓練等で活用したらいいのではないかと私は思っておるわけでございます。

そこで、まず、この建物はいいらしいのですけれども、プールは何か使えない、漏って使えないということなので、本当はプールなんか何かにも利用できればいいなと思いましたが、できないので、その建物の訓練の活用、防災・消防訓練の活用、これはないのかお伺いします。

○消防本部次長兼警防課長（笠置高明君） お答えいたします。

現在、関係機関と協議いたしまして、7月6日、7日の2日間を訓練に使用させていただくように調整しております。

訓練内容につきましては、建物内を煙で満たし、逃げおくれ者の救出や救護訓練等を計画している段階でございます。

○9番（松川章三君） 7月6日、7日、2日間で計画を検討中ということでございますけれども、これはぜひ行ってください。本当の校舎があって、そこで訓練するということは、本当に生きた訓練ができると思うのです。ぜひともそれについては行う方向でやっていただきたいと思います。

それから、先ほどの教育委員会の答弁でありましたけれども、今後の解体工事が順次行われていくようにありますが、このような機会は本当にめったにないと思っております。特に消防署員が、今若い隊員が多いので、その若い隊員に大いに経験させるために活用していただくようお願いしたいと思います。

実は東京の多摩市というところがありますが、その多摩市は、やはり廃校になった中学校、この建物を活用して、多摩消防署と多摩消防団が消防活動訓練をしているということです。それによりますと、これはどういうふうなことかといいますと、一昨年3月11日に発生した東日本大震災であらゆる救助機関が、総力を挙げて人命救助や応急・復旧活動を行ったということです。今後、また発生が予想される大規模地震に備え、各救助機関は、より一層の技術向上が求められているということで、そこでやったということになっております。その中でこの消防署が行ったことは、各種災害現場における消防活動時の技術並びに指揮統制能力の向上を目的とし、また災害時に即した実践的な消防活動訓練を実施している。主な訓練の内容は、建物侵入訓練、ホース取り扱い訓練、大空間検索訓練、高所からの救出訓練などを行っている。特にこれは、もう閉校されていますので、日中、日中というか、平日行われておりますけれども、やはり消防団なんかと一緒にやるとしたときには土日・祝日に訓練する場合があるということで書かれております。

別府市におきましても、実は平成20年5月、西別府市営住宅ですか、この解体時に訓練をされたということを知っております。また最近というか、平成23年ですが、7月に鶴見荘の解体のときに同じような訓練をされたと聞いておりますが、そのときには、実は放水または破壊——家屋を壊すことですね——そのような訓練は行われていなかったというふうに聞いております。

今後、別府市は東南海・南海地震等の大きな地震が起きる可能性が十分あります。そうなればかなりの被害をやっぱり受けるのではないかなと思っております。そのときのためにも、この閉校となります別府商業高校の建物は、訓練にはうってつけではないかと思っております。ぜひ活用していただきたい。そして、そのときにはぜひとも放水訓練、室内の中に入る放水訓練とか破壊訓練、壁を壊すとかの訓練、そして、これは立坑訓練というのですか、天井から穴をあけて、そして救出する訓練、このようなふだんできないような訓練をやっぱりしていただきたいと思うのです。せっかくある、どうせ壊す建物なので、これはそういうふうな訓練をするのに本当にうってつけだと思っております。人助けのための訓練でございますので、別府商業、たくさんの卒業生を出されました別府商業の校舎自体も、また商業関係者の人も、卒業生の皆さん、そして、この辺にいると思うのですが、同窓会の会長も喜んでくれるのではないかなと思っております。

ただ、これは先ほど言うておりましたが、昨年5月に県と覚書を交わしておりますので、これは、県教育委員会や市の教育委員会がかなりかかわってくる問題になると思いますので、その点は、市教育委員会と消防本部は、話をしながらでもぜひともこの実践的な訓練計画、生きた訓練を実行することが私は大切であると思っておりますので、ぜひともそのよ

うなことを行っていただきたいということを私は思っております。そのときに、そのような計画は、今の時点では3年ありますけれども、立てていくことはできないのかということをお伺いしたいと思います、いかがでしょうか。

○消防本部次長兼警防課長（笠置高明君） お答えいたします。

議員御指摘のとおり、解体予定の施設を使った訓練は、過去数回実施しておりますが、制限も多く、基本的な訓練しか行いませんでした。今後、別府商業高校の解体予定建物を使用して火災救助、また震災対策などの各種災害現場を想定した訓練で、人力による高所からの救出訓練、また人命検索訓練等の消防戦術の確立及び指揮体制等の向上を目的とした実践的な訓練が行えるよう、関係機関と協議していきたくと考えております。

○9番（松川章三君） 別府商業高校は、さっきも言いましたけれども、本当に広くて、訓練するのに、我々もよく消防団で別府商業高校の運動場を使ってやります。体育館を使ってやります。だけれども、やっぱりああいうふうなところで本当に生きた訓練をするには、それだけの時間をやっぱり計画、綿密な計画を立ててやっていただきたい。そのときには教育委員会もぜひとも協力をお願いいたします。それは、県のほうにも取り決めはあるでしょうけれども、言って、やっていただきたいなと思っております。

では、それで、今の別府商業高校閉校については終わります。

次は、救急車の出動についてということでお伺いをいたします。

実は、きのうの朝の大分合同新聞の朝刊に載っておりました。それはどういうことかといいますと、佐伯市消防本部の救急車が、患者を搬送中に九州自動車道でパンクをしたということで立ち往生してしまったわけです。臼杵市消防本部の救急車にそこに来ていただいて患者を受け継いで実は大事には至らなかったということでございます。これについては、私もちょっと本当、はっきり言ってびっくりしました。というのは、私がよく役所に来るときも、けさもあれですけども、別府市の消防本部は、常に消防自動車を毎朝点検しているわけです。タイヤももちろん点検していると思います。そして、いろんなことを点検しているにもかかわらず、このようなやっぱり突発的な事故が起きるものなのだなということに私はびっくりしたわけですが、別府市消防本部も、このようなときにはやっぱり臼杵と佐伯がこういうふうに関連をしたように、他市との協力協定等があると思いますけれども、これはどうなのでしょう。これはちょっと突然の質問で申しわけないのでけれども、わかる範囲内で答えていただきたいと思っております。他市とのそういうふうなときの協力範囲があるのかないのかお伺いしたいと思います。

○消防副署長（上野和徳君） お答えをいたします。

救急出動中、事故などが発生した場合、県内の各消防本部との応援協定をしております。なお、迅速な対応がとれますよう、覚書を交わしております。

なお、傷病者の負担を最小限にとめられるよう、体制をとっております。

○9番（松川章三君） そうですね、もちろんそういうことは大分県内消防ではあると思いますので、やっていると思います。しかし、そういうことが、それにかかわらず突発的な事故というのがたくさんありますので、そのようなことを常に頭の中でというか、訓練をしながらやっていていただきたいなと思っております。

本当、突然の質問で申しわけない。そういうことでございます。

それでは、本題の1番からの質問に入りますが、全国的に救急車の出動件数が増加しております。別府市において過去3年間の出動件数の推移はどうなっておるのか。また、救急車で搬送された方の中には自力で病院に行けるような軽症者も見受けられますが、それはどのくらいの搬送患者があるのかお伺いしたいと思います。

○消防副署長（上野和徳君） お答えをいたします。

別府市における救急出動の内訳は、平成22年5,647件、平成23年6,019件、平成24

年 6,034 件であります。救急出動件数については、年々増加しております。また、平成 24 年中の救急搬送患者は 5,772 人です。そのうち入院を要しない軽症者は 2,728 人であり、全体の約 47%を占めております。

- 9 番（松川章三君） はい、わかりました。搬送者が、年々だんだんふえているということでございます。そして、その中で入院を要しない患者、軽症者が 2,728 人。実は 2,728 人、この入院を要しない患者、もちろん消防署といたしましては、連絡があればそこに行かなければいけないということではございましょうが、この 2,728 人の中には、本当にタクシーがわりではないかなと思われるような人を私は何度も見受けております。このような人のために——そんなことを言ったら悪いのだけれども——ほかの本当に必要な人が救急車を呼べない状況がやっぱり発生する可能性があるわけなのです。こういうことは、やっぱりぜひとも消防署の救急指令室で何とかできないのかなと思います。

これは東京都でございますが、救急トリアージとって、もちろん別府市もしているか、それはわかりません。しかし、救急トリアージとて、これは大事な、絶対行かなければいけないものとか、これはいいだろうとか、これは自分でタクシーを雇って行ってくださいよとか、自分で行ってくださいよというのがやっぱりあるらしいのです。そういうふうなところをやっぱり別府市も、これだけ救急出動がふえてくるとやっていくようなこと、必要があるのではないかなと私は少しずつ思っておりますので、また、これは、何かの機会でもたこのことについては取り上げていきたいと思っております。

それで、救急出動件数が増加している中で、現場に救急車が到着する時間、要すると思えます。患者にとっては一分一秒が、救急車が到着する一分一秒の時間の短縮が、その人の命を救うかけがえのない時間になるわけでございます。全国的に 119 番通報から救急車が現場に到着するまでに約 8 分かかっていると言われております。

それで、最近のデータはちょっとないのですが、別府市の現場到着時間はどれほどかかるのかお伺いしたいと思えます。

- 消防副署長（上野和徳君） お答えをいたします。

平成 24 年中、別府市において 119 番通報から現場到着までの時間の平均は、約 7.6 分です。

- 9 番（松川章三君） 約 7.6 分ですから、全国平均より少し早いということで非常にいいことではないかなと思います。

では、その到着時間は早いのだけれども、それから病院までの搬送する時間ですね、これはどのくらいかかっているのか。救急出動件数が増加しているということでもありますので、消防本部にある救急自動車は全て出払ってしまっているということもあり得ると思えますが、そのときの対応等を含めてお伺いをしたいと思います。

- 消防副署長（上野和徳君） お答えをいたします。

救急車が現場へ到着してから病院までの時間は、平均で 19.4 分となっております。消防本部におきましては、本署及び浜町、亀川、朝日の各出張所に救急車を配備し、4 台で運用しております。過去に、全ての救急車が同じ時間帯に出動したこともあり、その対応といたしましては、まず病院に最初に到着し、患者を病院へ引き渡した救急隊が、直ちに次の現場へ出動するよう対応しております。また、場合により本署に救急車の予備車が 1 台ございます。それで、他の職員をもって救急出動に充てており、現状においては支障を来したことはございません。

- 9 番（松川章三君） はい、わかりました。ということで、実は先日なのですが、救急車が、患者が要請したところに着きまして、その患者を収容いたしました。ところが、私はその現場を見まして、ちょっと用事があったので、用事を済ませて帰ってきたのが、1 時間ちょっと過ぎてから帰ってきたのです。そうしたら、その救急車がまだその現場におる

わけなのです。あれにはちょっとびっくりしました。どうしてそこにおるのかなと、皆さん、周りの人も見ておりました。結局、到着した後1時間以上もその現場におっているということは何かあるのだろうということで、ちょっと私も考えたのですが、これはもしかしたら病院が受け入れられないというような状況でそこにとどまっているのかなと考えたわけなのです。でも、病院は、特に別府市みたいな大きな病院の多い、救急病院の多いところだったら、そんなことがあるのかなと思いつつ、いろいろと私も考えておりましたけれども、結局、こういうことというのはあるのですか。ちょっとお伺いしたいのですが……。また、これがあるとしたら、これが起きないようにするにはどうしたらいいのか、発生しないようにするにはどうしたらいいのかお伺いしたいと思います。

○消防副署長（上野和徳君） お答えをいたします。

救急隊が現場へ到着し、患者を救急車内へ収容後、搬送先の病院を決定して現場を出発いたします。病院が決まらずに現場を出発いたしますと、受け入れ不能になるおそれがあるため、現場で応急処置を施しながら搬送先を決定しております。

本市において受け入れができなかった事例といたしましては、病院側で現に救急患者を処置中であつたり、また、精神疾患、眼科、耳鼻科など夜間当直医不在のために受け入れ病院が決まらなかった場合があります。しかしながら、別府市においては、別府市医師会を初め市内の救急告示病院の御尽力により、他市に比べると受け入れ不能などの件数は少ないようにあります。

消防本部といたしましては、今後も別府市医師会及び市内の救急告示病院とさらなる連携・協力体制を築いてまいりたいと思っております。

あわせて、救急車の適正利用の広報などを十分に行い、本当に救急車を必要としている方に対し利用できる環境をつくってまいりたいと考えております。

○9番（松川章三君） はい、わかりました。いろんな事情がやっぱりあるのでしょうか。そういうことはわかりましたが、今の答弁の中で実は病院が決まらずに現場を出発すると受け入れ不能になるおそれがあるということです。現場でその間、救急隊員は応急処置を一生懸命施しているわけでございます。搬送先をその間に決定していくということなのですけれども、その間、決定しているけれども、どうしてもその搬送先がない場合というのがあるのではないかなと思うのです。そういうときにはどういうふうになるのかなと、これは私の単純なあれですけれども、別府市内で受け入れ先がない、患者は急いで行ってこれと思っている。そのときに、もし本当になかった場合、このときにはやはり大分市とか他のところに搬送するということはあり得るのですか。その辺についてお伺いしたいと思います。

○消防副署長（上野和徳君） お答えをいたします。

市内の病院で決まらない場合は、隣接する大分市の救急告示病院などへ連絡をとり搬送をいたしております。

○9番（松川章三君） 大分市との協定、先ほどの消防救急車両のあれでも、救急車でもそうですけれども、やっぱりいろんなそのような協定を結んでやっているということは、非常にいいことでございます。ただ、最初に言いましたけれども、突発的な事故というのは、自分たちの考えていないような事故というのは、特にやっぱり起こる可能性がありますので、これは市長以下皆さんもどうかその辺に気をつけて、常にそういうふうな危機意識を持って対応していただきたいということを私は言って、ちょっと済みません、7分ほど余りましたけれども、質問を終了させていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○25番（首藤 正君） 今議会に補正予算として提案された額は1億4,330万円。この額を当初予算と総合計しますと、別府市の一般会計予算は443億330万円となりました。この

予算についていろいろ申し上げたいことがあるのですけれども、特にこの決めた予算が大きく変更してくるおそれがあるということがあるのではないかと危惧をしておりますのが、国の要請によって地方公務員の給与の引き下げの問題、それによって地方交付税をカットするという問題であります。恐らくこの地方交付税の分がカットされて、今年度予算は、このカット分は恐らく基金、別府市の預金、この主要基金からもう出しているのではないかと、こう思いますけれども、とりあえずこの公務員の給与引き下げについて、5月15日、県のほうは平均7.8%引き下げるということで組合のほうに申し入れをしました。組合のほうは、これに対して反対をしております。しかし、恐らく国の要請ですから、県はもちろんのこと、別府市にもこれはいろいろ影響してくると思います。昨日、大分市議会では、この引き下げが大体決まって、今議会、今、大分市は議会をやっていますけれども、提案されるというニュースが出ていました。

そこで、お伺いしたいのですが、別府市はこれに対してどのように対応するのか。そして、この交付税と給与カット、これらは財政にどのような影響を及ぼすのか。そして、このカットが特別公務員にも適用されるのか。その辺からお答え願いたいと思います。

○職員課長（檜山隆士君） お答えをいたします。

国家公務員につきましては、東日本大震災の財源に充てるため、平成24年度と25年度に限り平均で7.8%の給与カットを実施しております。地方公務員の給与につきましては、国に準じて必要な措置を講ずるよう要請すると、平成25年1月24日に閣議決定をされております。内容としましては、国の給与減額支給措置に準じた取り組みをすることが求められておまして、一般職については、給料・手当を引き下げることが求められております。

特別職の部分で御質問がございましたけれども、特別職についても対象職員等として位置づけられており、具体的な減額内容については、各団体において判断というふうにされております。

別府市の対応でございますけれども、現在、議員おっしゃられましたように、県が申し入れをしている段階であり、妥結したとの話は聞いておりません。

また、県内他都市は、大分市のお話が今ありましたけれども、今回の国の要請に応じてというところがございますと、現在、申し入れをしているというふうな他都市の情報は聞いてございません。

別府市としては、今後、他都市の状況も参考にしながら適切に対応していきたいと考えております。

なお、影響額についてでございますけれども、交付税については約2億5,000万円の減額、それから、国どおりカットした場合の給料等の影響額、これは約3億円ということで試算をしております。

○25番（首藤 正君） 地方交付税のカット額2億5,000万円、平均7.8%を職員からカットした場合約3億円、5,000万円差が出ます。これをどのような方式で、あなたたちは考えてやろうとしているのか。その辺は、これからの作業を見守っていきたい、このように思います。大分市は、管理職6%、一般職4%という国の決めた7.8%でない決め方をしておりますけれども、これも中身を見れば、いろいろあってこういう決定をされたのだと思います。

そこで、組合とこれは交渉になるのですか、協議ですか、組合と協議しなければならないと思いますけれども、組合が「ノー」と言った場合、できるのですか、できないのですか。簡潔にお答えください。

○総務部長（釜堀秀樹君） お答えいたします。

職員の給与削減については、職員組合との交渉の合意が前提であるというふうを考えております。そのため、組合合意なく給与削減を強行するということになりますと、これま

での労使協議の根底を損なうものであるばかりでなく、職員の士気の低下を招くおそれもございます。そういうことがないように、職員には市民福祉の向上のため全力で取り組んでいただく必要があります。そのため、職員組合の合意が得られるように当局としても精いっぱい努力していくしかないというふうに考えております。

- 25番（首藤 正君） 私が聞いたのは、組合が「ノー」と言ってもできるのかできないのかと聞いたのです。これは、法的にできますね、できるのですね。だから、その辺も踏まえて、今、総務部長が言ったように何も組合とがたがたする必要はない。組合の協力ももらって、この別府市の財政に大きく影響するのですから、職員の方々には協力をもらわなければならない立場に立ってくるのではないかと思いますし、別府市民の目線から見れば、職員の方の協力をもらって別府市の財政をうまくやっていきたいな、こういう考えになるうかと思えますけれども、そこで、市長、市長の考えをお聞きしたいと思えます。

- 市長（浜田 博君） お答えいたします。

今回の国のやり方、いわゆる地方交付税を削減して給与の削減を要請している状況、このことにつきましては、今、本当に全国市長会でも大変な議論になりました。私自身は、本当にこれは残念であり、大変遺憾に思っております。

いわゆる職員には、一生懸命頑張って業務に取り組んでもらっているわけですから、そういう中で、一方財源の問題もございます。地方交付税をカットされるという、この問題につきましては、本当に大変苦慮しているというのが現実でございます。今後、内部で真剣に十分に協議をしてまいりたい、このように考えております。

- 25番（首藤 正君） 今回は、先ほど職員課長から説明がありましたように東日本大震災、国民こぞってこの復興に協力しようという声が一つ、一貫としてあります。だから、こんなことは全くいかぬのだと市長から言われると、どうなのかな。私らもいろいろあれば東日本のあれに全部協力したい、このように思いますし、確かに職員にとっては平均7.8%というカットは、大変なカットだと思いますし、個人的には今いろいろと、私は政党内ですから、アベノミクスとかいろいろありますけれども、考えるところはありますけれども、上手にこれを乗り切っていただきたい、このように思います。

この問題は終わりました、次に移ります。

さて、市長、来年は別府市制90周年です。そして、温泉まつりは、くしくも100回目のお祭りということで、別府市制90周年の中で温泉まつりが100回目を迎える。このことについて若干お聞きしておきたい。

そこで、この90周年に当たって、別府市の90年を振り返って別府市の発展を喜びながら、この90周年を一つの契機として別府市の100周年、またこれから後の別府市の発展にどのように結びつけていくかということで、この90周年をどのように別府市として祝おうとしているのか。その企画、考えを述べていただきたいと思えます。

- 政策推進課長（稲尾 隆君） お答えいたします。

来年4月1日に、市制90周年を迎えます。大正13年の施行以来、本市の発展に尽力した先人たちに感謝し、また次世代に引き継いでいく大切な節目の年になると考えております。この7月には、実行委員会等必要な組織を設置して、今後の取り組みについて全庁体制で協議を始める予定です。

記念式典のほか、市主催のイベントや各種団体等の行事などに「市制90周年記念事業」の冠を表記し、新しい発想で全市的な機運が盛り上がるようにしていきたいというふうに考えております。

- 25番（首藤 正君） 課長答弁を信じたいと思えます。これから温泉まつりについて聞いて、その後市長の考えを聞きたいと思えますけれども、対応が遅いのではないかと思っています。90周年の式典をやるのに、まだ何にもかかっていない。これからだという話で、

どうなっておるのかな、本当に別府市の将来を考えているのかなという感じを持たざるを得ません。

そこで、温泉まつりが今回 100 回、100 回といいますと、どうなるのですか、大正 3 年から始めたとすれば 100 回になるのですけれども、途中中断したり何したりしたことがあると思いますから、もっと先にこの温泉まつりが始まっているのではないかと思いますけれども、その温泉まつりのそういう経緯、歴史と、この 100 回記念を迎えて今日までの歴史・伝統を振り返りながら、どのような温泉まつりにしようとしているのか、その辺を聞かせてください。

○次長兼観光課長（松永 徹君） お答えいたします。

まず、最初の御質問であります、これまでの経緯ということでございます。

温泉まつりは、明治 43 年別府商業会、現在の別府商工会議所が「温泉市大売出し」という祭りを企画いたしまして開催するようになったのが始まりでございます。「別府市誌」によりますと、昭和 6 年に「温泉まつり」に改称し、全市を挙げての祭りになったということでございます。

当時の様子といたしまして、みこしの渡御や市内 23 カ所に設けられました舞台で数多くの催事が開催され、夜になってからも市内中心部を初め全市に歓楽気分が高まり、市中が大いににぎわったとの記録がございます。

その後、戦時中に一時中断されましたが、復活、催事内容も温泉そのものを盛り込んだ祭りにしようとの考えから、湯かけみこしの開催や仮装温泉踊り大会、また、昭和 51 年からは扇山火まつりも開催され、年を重ねるごとに規模や催事も変化しつつも、別府市の春の祭りとして今日に至っております。

それから、次の御質問でございます。来年 100 回を迎えるに当たってこれまでを振り返り、どういうふうな考え方で臨むのかという御質問でございます。

御承知のように季節ごとに別府市内におきましては、定着しているさまざまなイベントがございます。しかしながら、別府市にとって貴重な財産であり、このまちの繁栄の礎となっている温泉という自然の恵みに感謝する祭りは、温泉まつりだけであろうかというふうに認識しております。これまで回を重ねる中で温泉に感謝するという大きな基本理念がやや希薄となっているところもございまして、全体を通して本来のあるべき姿が曖昧になっていた部分もあろうかと、率直に感じております。

100 周年に向けましては、改めて基本理念を大切に新たな取り組みによりまして、素朴ではございますが、極めて重要な意味を持つ真に温泉に感謝するという思いを具現化できるように検討していきたいと考えております。

○25 番（首藤 正君） 今、課長から話を聞きましたが、実はこの温泉まつりについて、私は浜脇に住んでいますから、浜脇 16 町内の全自治委員さんの意見も聞いたし、別府市の各市民のいろいろな意見を聞いてまいりました。厳しいですね。結論は、今の温泉まつりは全くおもしろくない。もう根本的に変えるべきではないか。今回がちょうど 100 回、市制 90 周年、ちょうどいいチャンス。今までの祭りを白紙に戻して、全面的にいい考えで臨むべきではないか。この意見の中に、別府八湯の特色が全く出ていないとか、市職員を初め、市一丸となって、別府市民老若男女一丸となって参加できるような企画をすべきではないか。それと、温泉まつりという位置づけがはっきりしない、明確ではないというふうないろんな意見が出されてまいりました。その中で、やっぱり温泉まつりという性格上から温泉や自然に感謝、祭りの中に感謝がなければいかぬ。そして市民、それから観光客が参加、そして見せる、見る、そして食べる、買う、売る、こういうものが総体的に祭りの中にないと祭りのおもしろさがないのではないか、こういう声が非常に多かったと思います。

このような市民の意見、今、私が言いましたけれども、この意見を踏まえて、部長、何かあったら意見を聞かせてください。

○ONSENツーリズム部長（亀井京子君） お答えいたします。

別府市にとって貴重な財産であり、また観光資源でもあります温泉の恵みに感謝する温泉まつりの意義は非常に大きく、大切な資源に感謝し、この思いを次世代につなげていくためにも大切な御意見であると考えております。市民が集い、誇れる祭りとして発展させていくことを念頭に、来年の100回目を新しい発想・企画等による実施に向け、別府市全体の熱意で記念すべき新たな祭りのスタートができるよう協議してまいりたいと考えております。

○25番（首藤 正君） 今、私は地元やら別府市民の意見を述べました。外からの意見ですね、市長。ここに新聞を持ち込みましたけれども、ちょうど1年前、6月10日のこれは、全国大手新聞です。こんなに大きく書いている。「別府の祭り、曲がり角」。ここにいろいろコメントも入っている、課長のコメントやら皆入っている、議員の考えも入っている。そのとおりなのです。これから何ら一つ変わっていないのです。変えなければいけませんよ。変わっていない。発展の転換がない。

その中で私は意外に思ったことがある。今度、観光課がアニメ化大作戦。これらは、私らは年をとっていますから、一つの大きなやっぱり別府市にとっての大発想転換だと思うのです。これが、宿泊客がふえるかふえないかというような問題ではなしに、潜在的な別府市の観光宣伝というのは絶対のものがあると思う。別府市議会の自民党議員団も大きく、これに非常に興味を持っている。

ここに、北海道の洞爺湖の洞爺温泉誕生100年記念事業として「TOYAKOマンガ・アニメフェスタ事業推進委員会」とかできて、やっぱりアニメを取り入れた活動を始めているのです。これが、年を追うごとに参加人数がものすごく倍増しているのです。そこに興味を持った自民党市議団は、これをぜひ視察して別府に生かしたいということで、議員団が視察するようになってはいますが、やっぱりこういう成功例も一つの、見るとこれはやっぱり発想の転換なのです、市長。今までこうだったから、それに何か加えてというようなことではなしに、このアニメ作戦、一つの別府市の観光の転換であるならば、祭りも90周年のお祝いも新しい発想でやっていただきたい。市長の考えをお伺いしたいと思います。

○市長（浜田 博君） お答えいたします。

いろいろな御指摘をいただきました。まず、温泉まつりの問題でございます。温泉の恵みに感謝をするという、これは市民並びに観光客が集う祭りに対して適応できるのかどうか、できているのかどうかという問題、また、制定するに当たって制度設計、それから制定することの果たすべき役割等、十分に検討しなくてはならない、このように考えます。市制も90周年を迎えます。温泉まつりも100回目を迎える。来年は、さまざまな面から私は変革する絶好の機会であろう、このように認識をいたしております。

議員の御意見も含めまして、今後、新たな形に向けた企画、さらには運営等を模索しながら、別府市が他に誇れるやはり祭りとして発展するような仕組み、これを真剣に考えなくてはいけない。いわゆる市民の総参加を求める中で、市民の皆さんが本当に温泉まつり、別府を代表する祭りだな、市民にも観光客にもそういうものができるような状況をつくり上げなくてはいけない。そういう意味では、初心に返って思い切った発想の転換、これは必要であろう、このように私は認識をいたしております。市民総参加ということを目指すのであれば、一例として、私は全校区から子どもみこしが祭りの中に全部参加するような体制ができないのかな、このように子どもたちが参加すれば、親もおじいちゃんもおばあちゃんもみんな、やっぱり市民の総参加につながっていくのではないかな。これは一例とし

てそういう思いを持っておりますし、これから祭りが、別府市が他に誇れるような、そういう祭りとして発展していくように、みずからも先頭に立ってこれは積極的に取り組んでいく決意であります。よろしく願いいたします。

- 25番（首藤 正君） とにかく変えてください。もう変える時期に来ている。これ、市長、先頭に立って、いいですか、人任せではだめ、市長が先頭に立ってやっていただきたい、このように思います。

では、これは市長に強くお願いして、次に行きます。

社協の問題について、ちょっとお聞きしておきたいと思います。

社会福祉協議会、これは地域の福祉の推進を図ることを目的としている、これは御存知のとおりであります。社会福祉とは、貧困の戦いから始まった、このように言われていますけれども、今や社会福祉は、生活の困難に対する社会的解決のみならず、人々の生活上の諸問題への対応策が強く求められております。社会福祉をめぐる諸問題は多く、社会福祉協議会が果たすべき役割は大きなものだと思っております。別府市の社協は、その使命を果たしているのでしょうか。その辺からお聞かせください。

- 福祉保健部長兼福祉事務所長（伊藤慶典君） 社協の使命ということですので、私のほうから答弁をさせていただきたいと思えます。

市町村の社会福祉協議会は、社会福祉法の第109条において、社会福祉を目的とする事業の企画、実施、住民参加のための援助、宣伝、助成など、地域福祉の推進を図ることを目的とする団体と規定されております。

社会福祉の分野は、高齢者や障がい者、児童など、広範多岐にわたるために、どこまでのことをすれば使命を果たしたことになるのかということに関しては、非常に難しいところだというふうに感じております。しかし、市が福祉行政を進める上で社会福祉協議会は欠くことのできない団体であるとともに、みずから福祉事業を展開していくことも可能であることから、多くの期待をされているのも事実かと思っております。

別府市の社会福祉協議会は、平成24年度から28年度までの5年間の行動計画である別府市地域福祉活動計画を策定しております。その主な施策としましては、地域福祉活動の充実、要援護者の支援、福祉教育の推進、ボランティアの育成、各種団体活動への支援、相談支援事業の充実などに取り組むこととなっておりますので、市としましても、各事業が実際に実行できるよう、また効果のあるものとなるよう連携してまいりたいというふうに考えております。

- 25番（首藤 正君） 部長、そのとおりだと思いますね。今、部長が言いました別府市地域福祉活動計画書、これを私は持っていますけれども、これはわかりやすく、非常にいいことを書いています。これが実行されるかどうかですね。

そして、この中に特に、後で申しますが、財源の問題で非常に社協も苦しんでいるのですね。この計画の中で大きく取り上げられているのが、介護保険事業等の充実。別府市の社協も収入のほとんどと言っていいでしょう、この介護保険事業で持っているのです。この中は訪問介護事業所、居宅介護事業所、こういうふうに分かれている、この事業をやっています。私なぜこれを取り上げたかという、後で部長にまた聞きながら申しますが、別府の社協は、この計画と全く違う方向に進んでいるのではないか、このように思ったからであります。

そこで、部長、今どこの社協もそうですけれども、財源をどのようにして出して、その財源でどのような福祉の拡充を図っていくか、このように苦しんでおります。

そして、別府市の社協、これは寄附金、補助金、共同募金、これが主体なのです。そして、やっぱり私は自主事業をやってもいいと思う。ほかの社協も自主事業を非常にふやしている。この中でも特に今言った介護保険の訪問介護とか居宅介護、これらに力を入れて

きている。その点を、自主事業をやって生み出した収益といいますか、収入でほかの福祉がますます充実していくという転換が必要ではないかと思うのですが、部長のお考えをお聞きしたいと思います。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（伊藤慶典君） お答えいたします。

社協の事業は、必ずしも収益を上げることが目的ではありませんが、社協本来の目的を外れずに自主事業等で得られた収益で地域福祉向上のための事業等に取り組むことも必要かというふうに考えております。

別府市社協では、ことしの7月から新たな自主事業としまして、自立生活支援有償ホームヘルプサービス事業を開始いたします。この事業は、介護保険の日常生活援助や本人援助に該当しない散歩の付き添いやお掃除などの業務を有償で行うものであります。この事業を実施することにより、介護サービス利用の新規契約等の期待もできるというふうに考えております。

○25番（首藤 正君） 7月からの新しい事業、好感を持って見守っていきたい、このように思います。

しかし、社会福祉を推進する上で、市長、大事なことは、社協の職員が一丸にならないといけないと思うのです、ほかの協力をもらったりね。最近、ちょっと私が遭遇した事件、あらっと思ったのです。この介護事業、居宅事業、これは資格が要るのですね。今、別府市役所も資格者でもって、それで運営されている。この資格者は嘱託です。3年間給料が上がっておりません。その人たちがやめたら、もうやめてもいい、仕方がないという考えがあってはならないと思います。

そして、やっぱり職員が一丸でなければならないのに、この中の事務員がなぜことしの4月に7万1,000円もベースアップがあるのですか。7万1,000円も給与がなぜ上がるのですか。そんなことがあるから、中が、何年間も給料が上がらない者がおるかと思ったら、特定の事務員さんが7万1,000円ですよ。これは、いかなる事情があっても、社会的な観念からいってもおかしい。人事労務管理からいっても、こんなことをしては絶対いけない。市の職員だってそうでしょう。7万1,000円も上げようと思ったら、今の主任クラスが上がっても7万1,000円は上がらないのではないですか。

私は考えた。7万1,000円上げるためには、なぜそうなるかと思ったら、この人は管理職にして、今、体制的には常務理事がおるから、いないときに何かあったとき、この人が責任を持つようになっている。ところが、給与規程から見ると、次長という職場ですから、これは管理職ではないのです。給与規程の中には管理職手当というのもあるのです。管理職手当をもらう人が管理職です。そうではないですか。この7万1,000円も上げられた職員の方も大変迷惑していると思う。そういうみんなが迷惑するような人事労務管理は、絶対やってはいけない。（「香典返しだ、問題は」と呼ぶ者あり）

それで、今、香典の話が出ましたけれども、香典返しはものすごく少なくなってきましたよ、これから。社会情勢も変わって、みんな家族葬なのです。だから、香典返しで寄附する人がなくなってくる。そういうことも考えながら、私が自主事業をもっとやれと、こう言ったんです。

そして、これはおかしい。なぜ7万1,000円も上げるのか。これは定款に違反している。いいですか、会長は市長ですね。定款の中には必ず置かなければならない事務局、事務局長を置くとなっているのです。定款でしょう、憲法ですよ。別府市の社会福祉協議会には事務局長がいなければならぬのです。恐らく、私は聞いていないけれども、事務局長がやめておらぬから、これのかわりにあなたがしてくれ、そのために7万1,000円上げたのだ、こう思う。おかしい。定款が「事務局長を置く」となっている。それを置かなくて、一般の事務職の事務員を、7万1,000円も上げて、「あなたに任せる」なんて、とんでも

ない話。こういうことをしては、やろうとしている別府市社協の中がやっぱりうまくいかない。

それで、市長、社会情勢は変わってきている。地方自治法の第157条、これは公共的団体等の監督、これは市長、あるのですね。社協もその中の1つです。自分が会長をしているとき、市長がどう監督するのですかね。それから、平成12年12月1日、厚生局長から、やっぱり好ましくないという通達が出ておる。県の監査指導室で、やっぱり監督する者が監督される立場、これもおかしいのではないか、こう言っている。

それで、ほかの社協も自主事業をやることに力を入れて、大分市なんかはあれですよ、劇団みたいなものをつくって老人ホームを訪問しておるのです、有料で。大分市を初め佐伯市、臼杵市、津久見市、竹田市、豊後大野市、由布市、これ、会長は市長ではありません。もう、先ほど言った発想の転換をして、別府市社協の本当に地域の福祉の推進を図るという体制をとっていただきたい。会長である市長の考えをお聞きしたいと思います。

○市長（浜田 博君） 社会福祉協議会に対しまして、さまざまな御提言をいただきまして、ありがとうございます。

社協の今後の活動については、社協が作成した別府市地域福祉活動計画に沿って行政とも連携しながら実施をしていかなければならない、このように考えているわけでございます。事業実施に際しましては、社協が地域福祉を向上する事業の資金を確保するということは、必要なことだと思いますので、事務局にしっかりこれは検討するように指示をしたいと思っております。

また、私が現在社協の会長職を兼務しておるわけでございますが、今、部長も先ほど答弁しましたように、県内の他市の社協において会長職を市長から他の者へ移行する動きも出ています。間違いありません。どのような方法にするのが社協にとってよいのか、他市の状況も調査の上、しっかり対応をしていきたい、このように考えています。

○25番（首藤 正君） 市長、先ほどの90周年は、温泉まつりではありませんけれども、職員一丸となって、別府市、やっぱり発想転換をやっていかないと行き詰まってしまう。どうか市長、別府市の社協、大事なこれは機構、施設です。ぜひ、いい形で社協を運営していただきたい、このように思います。

次に、教育問題に行きます。

平成18年の教育基本法改正、それに伴って平成19年は学校教育法等が改正されました。この教育基本法の改正の要点は今回何だったのか、知らせてください。

○学校教育課長（古田和喜君） お答えいたします。

昭和22年に制定されました教育基本法は、教育を取り巻く環境が大きく変化したことに伴い、議員さんのお話がありましたように、平成18年12月に改正されました。改正の趣旨は、人格の完成や個人の尊厳などの従来の普遍的な理念を大切にしつつ、新しい時代の基本理念として3つのことが挙げられております。

知・徳・体の調和がとれ、生涯にわたって自己実現を目指す自立した人間の育成、次に、公共の精神を尊び、国家社会の形成に主体的に参画する国民の育成、そして、我が国の伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する日本人の育成などが明示されました。以上の教育基本法の改正の趣旨を踏まえ、学校教育法並びに新学習指導要領が告示されました。

○25番（首藤 正君） 今回の教育基本法改正の一番の頂点は、今、課長が言った、「我が国の伝統と文化を尊重し、それらを育んだ我が国と郷土を愛するとともに」、ここですね。これは強いて言えば郷土愛、それが広がって愛国心。これは日本国民にとって最も大事なことです。この教育基本法の中で、これが最後までどういう案文にして子どもたちにどういう形で教育してもらおうかということで慎重審議したと思うのです。

そこで、我が国の伝統と文化、郷土を愛するとともに、ほかの国のいろいろなことも学ぼうということになっていますが、さて、この教育基本法に従って郷土の歴史・文化、これらを各学校でどのように教育されているのか。課長、簡単に教えてください。長いのは要りませんよ。

○学校教育課長（古田和喜君） お答えします。

小学校1、2年生では、生活の中で身近な施設、例えば公民館とか消防署とか、そういうところを訪問しています。その中で地域の愛着を育てておりますが、総合的な学習の時間、小学校3年生以上ですけれども、3年生以上で例えば南立石小学校では、ことしの計画では「石垣原合戦を調べよう」というのがあります。また、上人小学校では例年やっているビデオですが、「鬼の岩屋古墳について学ぼう」などをやっております。中学校では、浜脇中学校などでは「浜脇の人・名所・温泉などを調べよう」など、各学校でそれぞれ取り組んでおります。

○25番（首藤 正君） 今、課長の話をお聞きすると、やっぱり郷土の歴史、伝統の教育、その学校のある地域でいろいろ学んでいるみたいですね。

教育長、郷土というのは、例えば私なんかで言うと、地域は大事です、住んでいるところは大事。しかし、「郷土はどこですか」と聞かれたら、「別府」と言います。この別府の歴史・文化、郷土愛、この教育がなされていない、こう言っていると思います。

それで、先ほど温泉まつりの100回記念、それと90周年記念。これらは、子どもたちの教育にとって非常に生きた教育場面ではないかと思うのです。どうですか、教育長、今、課長が言ったように特別活動の中でそれがうたわれているのです。ところが、総合学習の時間は、1年生、2年生はない。3年生以後は総合学習で。総合学習の時間に延々と書いてある、この郷土・歴史、これを実践せよと、書いている。それで、1年生、2年生は困ったなと思っておいたら、課長が言ったように生活科という授業がある。その中に郷土と歴史を学ばせる、こうあるのです。ということは、全学年この郷土を愛する、郷土の文化と歴史を教育しなければならない。たまたま別府市が90周年、100回の温泉まつりを迎える。別府市全戸そろって温泉まつりは、郷土の歴史・伝統の最たるものだ、全員参加。これは教育の一環であるというぐらいに教育委員会が号令を出していただきたい。

いろいろ聞いてみると、各学校の校長先生、「いいですね」と理解があります。ただ、教育委員会が黙っていると、校長先生は校長先生の範囲でこの計画案を組んでいきますから、自分のところの地域でやる。今やらないと、来年の計画がもうでき上がりますから、学校も。

教育長、ぜひ教育の一環としてこれは別府市の最大の祭り、温泉まつり、これは郷土の歴史・文化として教育の一環として全員参加させたいというようにできませんか。

○教育長（寺岡悌二君） お答えをいたします。

先ほど議員さんが御指摘されましたとおり、平成18年に教育基本法の改正がありました。その中では、我が国の伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛する心情を育てたい、そういうようなことが一層重視されております。先ほど御指摘のございました別府市の温泉まつりでございますけれども、このお祭りは別府市の文化であり、生活でもあり、産業でもございます。市民にとりましても大変意義のあるものであると理解しております。

お祭りは、地域の行事でございますので、その参加は地区や校区の子ども会、自治会、PTAそしてまた学校等、そういうものが一体となって取り組むことが望ましいと考えております。地域の方に児童・生徒が担ぎ方を教わったり、またはっぴの着こなし、いろいろな伝統のものを習ったりする等、地域のならわしを地域で受け継いでいくということがいいのではないかと考えております。学校も温泉まつりの意義や地域の行事に参加すること

の大切さをしっかりと指導し、地域の一員として育てていただいているという意識を育むことが重要ではないかと思っております。ぜひ学校としましてもお祭り参加への募集、声かけ等も協力できるのではないかと思いますし、教育委員会としましても、子どもたちがふるさと別府のよさをしっかりと心に刻むことも、大切な教育と認識しておりますので、ぜひこのお祭りの参加に対しましても前向きに推進していきたいというふうに考えておるところでございます。

- 25番（首藤 正君） 久しぶりに、何か教育長の固い意思のような答弁をいただきました。教育長、これは本当に生きた教育で、大事なことだと思うのです。チャンスです。100回の温泉まつりには、全て教育の一環としてみんな参加しようよ、そのためにPTAも地域のみみんなも協力してくれ、子どもも頑張るよというような、それが教育ですから、教育の一環としてちゃんとしてやってくれば良いと思います。ぜひ頑張っていたきたいな。市長部局と調整しながらやっていただきたい、このように思います。

次の問題に移ります。

昨年12月、東京都の調布市で給食を食べた子が、アレルギーが出て亡くなったというニュースがありました。アレルギーの深刻さをこのニュースをみんなが見て、それからいろいろこの対応を考えるようになりました。

そこで、別府市の幼稚園・小中学校、アレルギーの子どもがどれぐらいいるのですか。説明してください。

- スポーツ健康課長（平野俊彦君） お答えいたします。

今年度初めの調査ですが、学校給食における食物アレルギー対応が必要であるという幼稚園児11名、小学校児童96名、中学校生徒22名、合計129名でございます。調査を始めた平成17年度46名から見ますと、2.8倍増加していることとなります。その食材ですが、卵、乳製品、エビ、イカ、カニ、ピーナッツ、キウイ、マンゴー、パイナップル、そば、大変多岐にわたっているのが現状です。

- 25番（首藤 正君） そこで、先生、その他含めてどのような対応を教育委員会としてとっているのか、説明してください。

- スポーツ健康課長（平野俊彦君） お答えいたします。

14の小学校の単独調理場では、栄養士が指導しまして、個々人のアレルギーの原因となる材料を除去した除去食、それから牛乳アレルギーについては豆乳による代替食という調理を行っております。それ以上に困難な場合も、中にはございます。それから、中学校8校でございますが、共同調理場で賄っておりますけれども、調理場の施設整備、配送等の関係上、残念ながら除去食、代替食の対応はできていない状況でございますが、詳しく食材を表示した献立表を保護者に事前にお配りをしまして、保護者・生徒がその献立表をもとに確認をし、各自で食材を除去して食べたり、代替の弁当を準備したりしております。本来ですと、専門調理員が必要かと、最善策と思っておりますが、そういう状況ではございませんので、従来の職員で万全の注意を払いながら実施しているのが現状でございます。

それから、教員への指導でございますが、アレルギーを有するお子さんが不利な立場にならないように、周りの子どもへの指導に十分配慮するように指導しております。

それから、配膳する際に間違いがあってはなりませんので、担任と職員が子どもに丁寧に周知をいたしております。

先ほど調布市の例がございましたように、大変重篤なアナフィラキシーのショックを起こす可能性についてでございますが、今年度2人おります。アドレナリンの自己注射薬であるエピペンを2人とも所有して、あってはならないのですが、緊急時の対応を準備しております。そういう子どもがいないところでも教職員の研修を考えたいと考えております。子どもの命を守るために、いよいよ、いまいが、アレルギー対応の研修を予定したい

と考えております。日本スポーツ振興センターが、DVDを作成しております、学校の教職員に対する教材として使いたいと、全校長に依頼をいたします。

別府市版の食物アレルギーの対応マニュアルの作成に現在取りかかっているところでございます。

- 25番（首藤 正君） 十分な対応をとっているみたいですね。この前、修学旅行がありまして、その修学旅行のときにどうしているのかということをお校長先生に聞きましたけれども、やっぱりその対応に本当、大変御苦労なさっているみたいで、今、課長が説明されたように、一応いい対応をとっているようですので、すき間のないように気をつけていただきたい、このように思います。

そこで、同じような現象が、保育所にもあるのではないかと思います。特に保育所は、児童・生徒と違ってなかなか、小さい発達状況の中でありますので、なお難しいのかなと思います。保育所の状況について、どのくらい子どもたちがこういうアレルギーを持っているのか、どういう情勢になっているのかお聞かせください。

- 児童家庭課参事（岩瀬龍子君） お答えをいたします。

別府市には、公立3園、私立23園の、合わせて26園の認可保育所がございます。平成25年5月末における認可保育所に入所している子どもを対象とした調査で、食べ物によって種々のアレルギー症状を呈する子どもは81名で、有病率は3.7%でございます。食物アレルギーの原因となる食品は、鶏卵が一番多く、次いで乳製品、エビ、カニ等の甲殻類、魚介類、ナッツ類、大豆の順になっております。アレルギーの症状といたしましては、発疹、じんま疹などの皮膚症状が多く、次いで呼吸器系の症状、消化器系の症状となっております。

食物アレルギーのある子どもに対する取り組みといたしまして、個々の子どもについて、入所時に保育士、調理員、栄養士などスタッフと保護者の面談にて症状等の特徴を正しく把握するようにしております。除去食の開始に当たりましては、医師の診断書を提出していただいております。これは年に1度、新年度におきまして更新するようにしております。

- 25番（首藤 正君） わかりました。少しといたしますか、大変驚いているのですが、学校関係で129名、保育所で81名、アレルギーの子が合計で210名というのです。これらを事故のないようにやっていると保育士さんも大変、先生も大変。すごい時代になっているのだなということをおもいました。私らの子どもたちにはこんなことは考えられないことですが、大変な御苦労をなさっているなという感じを持ちました。

そこで、保育所はちょっと学校と違うのですね。小さいですから、その子どもたちの対応が難しいのではないかと思います。例えば学校の生徒・児童になりますと、隣の人が食べておるものを黙ってとったりはしません、わかりますから、もう。ところが、保育所はわかりませんから、隣の人が食べているのをおいしそうだなと思ったら、ぽっととって食べます。それに気がつかなかったら、やっぱりやられるということになりますので、そういう対応も大変だったと思うのですけれども、その子どもにとっての対応をちょっと聞かせていただけませんか。

- 児童家庭課参事（岩瀬龍子君） お答えをいたします。

保育所における対応といたしましては、一人一人の子どもに状況に応じ嘱託医、かかりつけ医の指導・指示のもとに除去食、代替品の使用で対応いたしております。保育所内の調理室において調理された給食を提供いたしておりますので、保護者と保育士、調理員が連絡を密にとって個別対応をいたしております。除去食を提供する際に当たりましては、食器の色を分ける、ラップをかける、名札をつける、年齢の低い子どもにつきましては、テーブルを分けるなどして誤食の事故防止に努めておるところでございます。また、遠足の弁当やクリスマス会の行事食などのときにおきまして、食物アレルギーに関する事故が発生

する頻度が高くなる危険性がありますので、その際は格段の注意や配慮をいたしております。

○25番（首藤 正君） やっぱり、十分に配慮して対応しておるみたいですよ。

そこで、最後でありますけれども、保育士さん、職員の教育委員会の対応の話聞きまして、保育所はどのようにやっているのでしょうか、お聞かせください。

○児童家庭課参事（岩瀬龍子君） お答えをいたします。

職員の指導でございますが、厚生労働省作成の「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」、「保育所における食事の提供ガイドライン」、「自己注射が可能なエピペン、エピネフリン自己注射薬を処方されている入所児への対応について」に沿って施設長、主任保育士、栄養士が指導に当たっております。

職員全体の食物アレルギーとアナフィラキシーに対する知識の啓発と習熟、当事者意識の向上と維持を図り、職員間の連携を密にして対応に当たっているところでございます。特に調理員につきましては、毎月1回開催する給食会におきまして、除去を意識した献立表の作成や調理室において混入を避けるための工夫について検討いたしております。また、大分県と大分県保育連合会主催の研修会に毎年参加して、保育士、調理員の専門性を高めているところでございます。

エピペンを処方されている子どもは、食物アレルギーの症状のある子ども81名中1名でございますが、現在、保育所ではお預かりしておりません。保護者が常時携帯しており、アナフィラキシーショックを起こしたときには、速やかに対応できる状況にしております。

なお、保護者への連絡体制や職員の共通理解につきましては、保育士や調理員の交代など環境の変化が生じたときには再確認を行い、職員への周知徹底を図るように努めているところでございます。

○25番（首藤 正君） 十分な対応をとっているみたいですが、特にエピペンの管理、これは学校を含めて大事なことはないかと思えます。

あと、養護の先生だけに任せるのではなしに、先ほど課長からも話がありました全教員のやっぱり教育・研修、これらが必要ではないかと思えます。特に危ないなという子どもさんを預っているところは、消防長がおりますから、消防長のほうに事前に、こういう子どもがおります、何かあったら御迷惑をかけるかもしれない。そのときは特別に早く来てほしいというような調整も必要ではないかと思えます。

以上で、教育関係は終わります。

あと、時間が迫ってまいりましたので、1つだけ建設部長にお聞きをしたいと思えますが、ここに新聞記事がありますけれども、別府挾間線、いよいよ最終工程。この中に26年度に完成すると書いています。今、大型クレーン2台が入って線路の上の最終工事、これは汽車がとまって汽車が動き出すまでの間、一番難しい工事にかかっておりますけれども、予定どおり平成26年に終わるのかどうか、この辺をお聞かせください。

○建設部長（糸永好弘君） お答えいたします。

別府挾間線の完成時期についてでございますが、県のほうに問い合わせしたところ、平成26年度の完成は非常に厳しい状況で、現在、工程の見直しをしていると聞いております。今後、予定どおり平成26年度内完成に向けて引き続き要望していきたく思っております。

○25番（首藤 正君） 今になって県が、何か「厳しい」という言葉、恐らくこれは、平成26年度が厳しいということは、「できないですよ」ということかもしれません。恐らく私なんかじっと見ていると、現場で大変技術的な問題が発生しているのです。あそこは活断層が走っていますから、そのやりかえをしたり、特に夜間工事でJRさんの事故が起こらないようにやったりして、大変な事業であることはわかります。しかし、地区住民

にとっては、この工事は大分国体の開催時までには工事を終わります、こう言ってこれを説明した経緯があるのです。そうしますと、そのおくれ方がひどいですね。大分国体、恐らく平成20年だったと思うのですけれども、これだけおくれますと、地域にとっては今までに本当に、今もそうです、全面協力をしている。本当に全面協力しているのです。それを早く仕上げてもらいたい、そして、早く別府市や地元の活性化につなげていただきたい。それが、これだけおくれますと、何で、またかいというような気になって、今まで長い間、浜脇のまちを切断するような形でまちの活性化や経済の向上に非常に影響を及ぼしてきている。県が、これだけ工事がおくれるということであれば、私は、それにかわるべき——住民に申しわけない——そのかわり、住民にこういう形でこれを返しますよというような申し入れがあってもいいと思う。これは別府市としても、もし平成26年がさらに延びて平成27年になるということであれば、これだけ地元迷惑をかけた、そのかわりとは言えませんが、この工事がより効果を生むように、こういう形で県は考えていただけませんかと要望することも1つの方法だと思いますし、地域としてはその要望をする覚悟を持っていますので、ぜひ受けていただきたい、このように思います。

それで、この工事、既設の道路、例えばこれから開発しようとする南小の跡地の前の道路、これはみんな接続されるのです。これが、このままであればこの道路の効果は、地元にとっては迷惑道路になってしまいます。ぴしっと合わせた今後の道路の改良をお願いしたい。

きょうは時間がありませんから申しませんが、次の議会には南部地域の振興について、ゆっくりと議論させていただきたい、このように思います。特にこの道路が完成して、南地区で一番困っているのはやっぱり道路のこと、「陸の孤島」と言われる両郡橋という地域があります。ここに、道路がそれに接続されれば、南部地区の振興のあり方は随分変わってくる、このように思います。これについては次の議会で議論をしていきたい、このように思いますが、先ほど言った平成26年に終わらなければ、終わらない態度を県が示すべきだ、このように思いますので、このことだけはきょうは、今回の議場で発言させてもらって、市としても考えておいていただきたいと思います。

○議長（吉富英三郎君） 休憩いたします。

午前11時53分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（吉富英三郎君） 再開いたします。

○19番（山本一成君） それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。相変わらず声が悪いのですが、お許しをいただきたいと思います。

それでは、入札に係る裁判について。

先般、これは4月29日の大分合同の朝刊、「別府市長が尋問へ」という形、これは入札制限賠償訴訟で大分地裁が、8月に浜田市長を証人喚問した。この新聞には、「前代未聞の出来事である」というふうに書いております。これについて、質問をさせていただきます。

その前に、若干質問をさせていただきますが、この新聞にも「長幸建設」という名前が出ていますから、長幸建設ということですが、今、市民の間ではちょっと誤解がある。選挙後、別府市が長幸建設に仕事を一切やっていないのではないかと、こういう誤解がありますが、実際のところはどうか教えてください。

○契約検査課長（阿部陽一郎君） お答えいたします。

まず、平成23年度の契約状況ですが、契約件数6件で、合計約1億2,000万円であります。そのうち、平成23年11月9日付の訴状が届いてからと言いますと、3件の5,300万円ほどです。平成24年度につきましては、契約件数3件で合計約1億2,000万円となっております。

○19番（山本一成君） ということは、選挙後平成23年で1億円、それから平成24年度で1億2,000万円の工事を発注しているということです。これは、やっぱり市民の皆さん方の誤解をきちっとしておかなければいけないということです。

これは私の個人的な見解というか、個人的な疑問ですが、今、長幸建設が別府市を訴えています、入札で。ということは、長幸建設が原告です。別府市が被告です。原告と被告の間に裁判中に2億円近い金が動いている。これは、どう考えても私は疑問があるのです。これは、多分市がやることですから、法律的には問題ないと思いますが、一般的な感情として裁判中の相手に、被告が原告に工事代金といいながら2億円もの金を払っている。これは、どうしても私としては納得いかない。これだけを申し伝えておきます。

それでは、次にもう1点。別府市が入札を行う場合に入札指名委員会というのがあります。

これについて説明をお願いします。

○契約検査課長（阿部陽一郎君） お答えいたします。

公共工事等の発注にというのは、別府市建設工事競争入札参加資格審査及び指名基準に関する規程に定められています別府市建設工事競争入札参加資格審査委員会において、要件設定一般競争入札の参加資格要件や予定価格が3,000万円を超える指名競争入札の業者選定を審議し、決定しております。この審査委員会の決定の上でなければ市長の決裁を受けてはならないと第8条で規定されています。

また、この審査委員会の役割、目的といいますか、指名業者の選定や競争参加資格要件の決定において市長の恣意性を排除するため、また、入札の透明性、公正性を確保するためであります。

○19番（山本一成君） では、今の課長の説明は、この指名委員会が入札を決定する、この指名委員会については、市長の権限が入らない、この指名委員会が決定の後でないと市長の決裁が受けられないということですね。はい。

それでは、いよいよ本題に入ります。

さっき言われた「別府市長が尋問へ」という形、これは、さっき言ったように前代未聞の出来事であります。これは市長、市長だけの問題ではありません。別府市民に対する、これは恥ずかしいことです。市のトップとしてこのことをどう捉えているのか聞かせてください。

○市長（浜田 博君） 私も、新聞記事を見て本当に意外に感じたことは間違いありません。裁判所の決定でありますから、私がここでいろんなコメントを出すことはできませんが、入札そのものは適正に行われたこと、このことをしっかりと私は主張していきたい、このように考えております。

○19番（山本一成君） この市長の証人尋問に至った経緯、この裁判については、裁判中ですから答えられない部分もあると思いますが、今まで議会に一度も説明がないですね。今までの経緯等を説明していただきたい。

○総務部長（釜堀秀樹君） 裁判の内容について、今、議員御発言のとおり詳細については、述べることは差し控えさせていただきたいと思っております。

これまで口頭弁論の中で適正な入札であること、また、審査委員会の委員長である友永副市長及び担当課長である契約検査課長への証人尋問で証言したことなどを通じて、浜田市長への証人の必要性がないことを主張してまいりました。しかしながら、4月25日の大分地方裁判所の弁論準備手続において、裁判所のほうから市長の尋問が決定したところでございます。

○19番（山本一成君） 一般的に考えますと、さっきの指名委員会の役割は、入札の権限を持っているということ。そのトップである友永副市長、それから契約検査課長が証人尋問

に応じている。この段階で私はとまるべきだと思う。これは、裁判所の決定だから、いいですよ。市長が、こうやって証人尋問を受けたことについて、責任者の友永副市長はどう感じるのか。

○副市長（友永哲男君） お答えをいたします。

先ほど、るる総務部長から説明がありましたけれども、私どもといたしましては、私自身も1時間半ぐらい、また、契約検査課長も2時間余り尋問を受けまして、私どもの正当性を説明してきたところでございます。そういう中で、今回は市長の尋問ということで、非常に大変残念には思っております。

○19番（山本一成君） 残念に思っていますと、まるで他人事ですね。あなたは責任者でしょう、この入札の。しかも、副市長という市長を守らなければならない立場。そういう人が行っておいて、市長が出た。もうちょっと責任を感じてもいいのではないですか。私に言わせたら、副市長としてもうちょっと力が足りなかったのかな、このように思いますが、今、残念でならぬと言ったけれども、それはもう他人事でしょう。副市長として本当に責任を感じているのですか。

○副市長（友永哲男君） 先ほども御答弁をさせていただきましたように、私どもといたしましては、尋問の中でも私たちは2人でちゃんと主張してまいりましたし、また、私どもも弁護士を通じまして、こういう市長の、原告より被告代表者本人の認証作業の必要性について反対をしていったところでございます。そういう中で、結果として裁判所のほうでこういうふうな尋問になったということで御理解をいただきたいと思っております。

○19番（山本一成君） 御理解はできませんけれどもね。あなたは一度でも自分の力不足とか、自分の悪いことは言わないのですね。

市長、さっき、正当性を主張すると言いましたけれども、市長が尋問を受ける。これ、さっき言ったように、観光別府にとっては相当なマイナスイメージです。これは裁判できると思っておりますが、私にしてみれば執行部の対応が甘かったのかな、これを言わざるを得ません。裁判の結果を見たいと思っております。

次の質問に移ります。

行政組織のあり方ということでございますが、市長も我々も選挙によって選ばれた人間であります。特に我々は25人おりますが、市長はただ1人です。それだけにやっぱり責任も重たいと思っておりますが、市長は市民からこの4年間、市政運営を託されたわけですが、そのためにはやっぱり行政組織というものを最大限に生かして市政運営に当たらなければいけない。これは、市長の当然の務めだと思います。

一方、副市長は、選挙の洗礼を受けていないですね。これは、市長が任命をして受ける。ただし、我々と同じ4年の任期がある。ということは、それだけやっぱり責任も重たいということですし、市長が任命して、我々議会が同意を与えたということでもあります。ということは、市長と副市長の間にはやっぱり信頼関係がなくてはいけない。それと、市政運営のビジョンが一緒でないと悪い。

ところが、最近聞こえてくるのが、市長と友永副市長の不協和音。ということは、行政組織がもう体をなしていないということ。私は、人事権に入る気はありません。ただ議員として、行政組織が正常に動いているか動いていないか、これはチェックする必要があります。

その中で去る12月に、市長が友永副市長に勇退を推奨しましたね。という話が聞こえていますが、事実ですか。

○市長（浜田 博君） はい、12月の時点で、後進に道を譲ってくれませんかというお願いはいたしました。

○19番（山本一成君） 友永副市長は、それを無視したのか、拒否したのかわかりませんが、

応じなかった。さらに、3月の経営会議、これは幹部職員が出る場所ですが、その会議で前亀山水道企業管理者の退任と、あわせて友永副市長にも勇退らしきことを言った、こう言っていますが、これは事実ですか。

○市長（浜田 博君） 3月議会だったと思います、行政経営会議の中でいろんな声が聞こえておりましたので、人事権は私にあるのだということを含めて部長の皆さん方に、当時、亀山水道企業管理者が勇退をするという、御苦労さんと、それと、12月の時点で友永副市長については、新しい体制で臨みたいという思いを伝えてありますということですから、人事権については外部のいろんな思いとかお話を動揺されないようにという思いを伝えたことは、間違いありません。

○19番（山本一成君） 先ほど言いましたように、市長や我々は、選挙の洗礼でこの席におります。副市長は、市長が任命された副市長であります。その市のトップ、人事権を持つ市長が、しかも任命権者が勇退を推奨した、勧告とは言いませんけれども、勇退するように言った。それを拒否されたということですが、市長、そのことについては、どう思っていますか。

○市長（浜田 博君） 具体的に拒否ということではなくて、私は、勇退の時期は本人が判断するであろうということでお待ちしていたというのが現状でございます。そういう意味で、私は新体制を組みたいという思いから、12月の時点で、私の残す2年の中で新しい体制で臨みたいという思いから伝えたわけで、本人が、その問題は意思表示はしてくれるというふうに信じておりました。

○19番（山本一成君） 相変わらず何か歯切れが悪いですね、それを「優柔不断」と言うのですけれども。

友永副市長、あなたを任命してくれた市長が勇退を勧めた、しかも、あなたは4年任期が終わって、さらに浜田市長の信任を得て再任用された。それだけあなたが実力があるということでしょうね。黒田官兵衛並みに奸智にはたけていると思いますが、その、言うならば恩人でしょうね。それと、やっぱり市長と副市長は相棒関係、一緒に目的に従って市民のために市勢発展をするという二人三脚の関係です。

副市長、あなたは一般職員ではないですよ、市長から任命された特別職なのです。副市長という1つの政治家なのです。その任命権者があなたに勇退を勧めたのを断った。理由は何ですか。

○副市長（友永哲男君） お答えをいたします。

12月の時点におきましては、私は、6月に再任をいただきました。議会の同意をいただいたわけでございます。そのとき、重く受けとめております。

また、1月10日に証人尋問がございます。そういう関係がございまして、市長のほうには御説明を申し上げ、私は御理解いただいたというふうに思っております。

○19番（山本一成君） 多分そう言うと思ったのです、裁判があるからやめられないと、12月の時点は。では、1月の時点で裁判が終わって、証人尋問があってございました。では、3月の時点、今でもそうです。副市長が証人尋問を受けた時点で、あなたの役目は終わっている。それなのに、そこに居座っている。だから、裁判は理由にならない。ほかに何かやめられない理由があるのですか。

○副市長（友永哲男君） お答えをいたします。

私が先ほど申し上げましたように、12月の部分、それから今言う裁判の問題、だから、やめられないということでございますけれども、また3月におきましては一連のことがございましたので、私は、それなりの処理の対応をやってきたつもりでございます。そういう中で、市長からは、判断はきみに任せるということを受けておりますので、私のほうから、また考えさせていただきたいというふうに思っております。

○19番（山本一成君） 都合のいい解釈ですね。友永副市長は、ある人に出処進退は自分で決めるのだというふうに言ったといいますが、それは、あなたのおごりですよ。出処進退が自分で決められるのは市長だけ。あなたは任命された人間だ。任命権者が言ったときは、あなたは従わなければいけない。それを従わないということは、任命権者に対する造反ですよ、正直言って。そのおかげで、今、別府市の組織がおかしくなっている。

それは、考えてみなさい、市長。市長がこの別府市の行政組織を動かしていくのに一番大事なものは何ですか。職員と市長の信頼関係でしょう。人を動かすのに一番大事なものは信頼関係です。その中で、ナンバーワンとナンバーツーが信頼関係がない。そういった中で行政がまともに進むと思いますか。この状況を市長はどう捉えていますか。

○市長（浜田 博君） 職員との信頼関係、これは一番大事だと、これはもう認識いたしております。両副市長を初め水道企業管理者、教育長、それから各部長、職員に至るまで、私は信頼関係をつくりたいという思いで、一心で頑張っていました。そのために四役会議をたびたび重ねて、また部長会とのマネージングミーティング等々を重ねながら行政運営をやっているわけですが、そういう不協和音等が外に出ているということにつきましては、本当に私の不徳のいたすところであろう、このように考えております。私自身がしっかりとそういった意味で反省をするべきことは私自身がしっかりと反省をして今後の市政運営に当たりたい、このように考えております。

○19番（山本一成君） 市長、市長が反省するとかではないのです。市長は10年ですね。市長は大変人柄がいいと私は思っています。それで10年間、市民の間、市民の融和、それから市職員との信頼関係を築きながらきている。残り2年です。ここに来て、トップの市長と市長が任命して、しかも5年です、副市長は。その副市長の間に不協和音がある、信頼関係がない。任命権者が勇退せよというのを片一方は拒否した。こんな情報は全部知っていますよ、市の職員は。その中で職員は、では、だれを信用して働けばいいのですか。この行政組織が今おかしくなっている。これは、お二人の責任ですよ。

しかも市長、市長はそう言いますが、市政運営に混乱を来すようでしたら、地方自治法第163条に、市長は、副市長の解職ができるという権限がある。市長が守るべきものは副市長ですか、それとも市政ですか、市民ですか。いいかげんにやって、それで友永副市長の存在が支障を来すと思えば、市長は解職権を使えばいいですよ。なぜそれができないのですか。教えてください。

○市長（浜田 博君） 確かに解職の権限は市長にある、これはもうしっかりと認識しております。不協和音はどういう形で外に出ているか具体的には承知はできませんが、私は、12月以降、いろんな事件等が起きた中で、両副市長、いろんな形で私の思いで頑張っているなという印象はいただいておりますので、それが行政組織そのもの全体にどんな形で今不協和音になっているのか、このことまで実証がはっきり理解できておりません。それはやはり私の不徳かもわかりませんが、いずれにしても正当な、適正な理由がなければ解職ができないというふうに私は認識しておりますので、不祥事が起こったり、また、そういう具体的な事例が出れば解職ができるというふうに認識しておりますので、本人が近々、もういろんな自分の仕事は終わったというふうに認識していただければ、近々意思表示がある、このように私は確信をいたしております。

○19番（山本一成君） そうですか。友永副市長、あなたは、今、行政組織が正常に働いている、このような認識ですか。

○副市長（友永哲男君） お答えをいたします。

いろいろな考え方があろうかというふうに私は思っております。私のほうといたしましては、それが不協和音、そういうふうにとらえられたということについては反省をしたいというふうに思っておりますし、私たち、副市長が2人おりますけれども、やはりプラス・

マイナスがあって、そして電池と同じようなことをございます。やっぱりそこはプラス・マイナス、それによって市長が引かれつくという考え方を私は持っているものですから、いつもプラス・プラスではなくて、中にはマイナスも必要だというふうには認識を持っております。

- 19番（山本一成君） 何か言葉がうまいというか、何か一瞬だまされるような気がするのですが、副市長の立場がマイナスになってはいかぬですよ。何でプラス・マイナスですか。それは、両副市長が個性があり、お互いを補ってやって市長を支えていく、これは、わかりますよ。でも、副市長の存在がマイナスだったらいかぬですよ。副市長の存在は、常に市長を補佐し、市長と同じように市政運営、同じ視点で市政運営を行っていく、これが副市長の役目です。今、それができていない。第一、経営会議の中で、市長が副市長に対しての勇退勧告はみんな知っているわけです。市長が辞職を勧めている副市長が、自分たちの上において、部下がそのように平気で動きますか。それはできるわけではないのですか。僕らだって人間です、誰を信頼して、誰の言うことを聞いて動くのか。行政のトップ、ナンバーツー、ナンバースリー、あなたたちがしっかりとがりスクラムを組まなくて市政が動くわけではないのですか。そのスクラムが壊れているから、どうなるのですかと言っているんですよ。その責任は、友永副市長、あなたはどうか考えているのか。

- 副市長（友永哲男君） お答えさせていただきます。

何度も申し上げましたけれども、市長を支えるということは間違いないことです。それから、いろいろな市長のやりたいこと、思いというのはいろいろあると思います。その中でも一歩立ちどまってほしいときは、私たちは申し上げるのが筋ではないかというふうに、責任だというふうにも思っております。そういう観点の中から、私どもは一生懸命やっているという思いを持っています。ただ、そういうふうに使われるということで、私のほうは大変申しわけないなというふうな思いはあります。

- 19番（山本一成君） もうこれ以上言っても堂々めぐり、のれんに腕押し、ぬかにくぎ。どっちかと言ったら、もう私の言うことなんか馬耳東風でしょうけれども、あなたにとっては。議員が勝手にそこでほざいておけ、そのような感覚にしかとられません。市長、非常に残念ですが、市長は、もう少し別府市民全体、市政全体に目が届く人だと思ふ。そのためには自分の私心を殺してでも、自分が泥をかぶってでも信念を持って突き進む、その強さが私は欲しいな、このように思います。これ以上言うと人事権の関与になりますから言いませんが、今のままでは市長、あなたは続きませんよ、はっきり言って。あなたについてくる職員は全然ないですよ。一番困るのは市民です。市民のために市長、もうちょっと強い意志を持って市政運営に当たっていただきたい。

この項はもう終わります、これ以上言っても一緒ですから。

それでは、最後の質問に移ります。最後の質問は、セクハラ問題とパワハラ問題。

セクハラに関しては、まずセクハラの定義から教えていただけますか。

- 職員課長（檜山隆士君） お答えをいたします。

セクシャルハラスメントとは、男女雇用機会均等法では、職場において労働者の意に反する性的な言動が行われ、それを拒否したり抵抗したりすることによって解雇、降格、減給などの不利益を受けることや、性的な言動が行われることで職場の環境が不快なものとなったため、労働者の能力の発揮に重大な悪影響が生じることと定義をしております。

現在、別府市では、このセクシャルハラスメントを防止するために対策マニュアルを作成し、また、このセクシャルハラスメントを受けた場合にどうすればいいのか、また相談されたときにどうすればいいのかなど、相談窓口を含めて職員に案内をしているところをございます。

- 19番（山本一成君） 職員課は職員課なりに努力をしているということでしょうか、今か

ら3年前ですか、別府市竹細工伝統産業会館でありましたね。新聞にも載りました。

今、課長は、職員に通知をしている、それから、これから「セクハラ問題Q&A」というのは、これは職員課が配って皆さんに渡した。全職員に渡したと言いますが、課長、非常勤職員・臨時職員に対してはどのようなのですか。

○職員課長（榎山隆士君） お答えをいたします。

周知の方法につきましては、市役所のパソコン等で見られるような様式にしまして、その中に、今、議員がお持ちのものを格納しておりまして、職員がいつでも随時取り出せるようにしております。そのようなものがあるというふうなところを、非常勤職員や臨時職員の方には、その採用の際に、そのほかの所掌の案内も含めてお示しをしているところがございます。具体的にそれを1部1部非常勤の職員の方や臨時職員の方に配っているということではございません。

○19番（山本一成君） 課長、課長は、今この庁舎内、それから各施設においてセクハラはないと思っていますか。

○職員課長（榎山隆士君） お答えをいたします。

セクハラ、パワハラも含めてですけれども、ハラスメントにつきましては、あつてはならない人権問題だと考えております。相談窓口も設けております。そのようなことがないように努めております。

現段階では、こちらのほうに報告が上がっている事態はございませんけれども、今後とも防止には努めていきたいというふうに考えております。

○19番（山本一成君） 課長、実際はあちこちであるのですよ。あるのは、庁舎内では少ないと思いますが、各施設、4人、5人が配置されている施設。しかも、やられているというか、被害に遭っているのは非常勤職員であり臨時職員です。正規の職員は、組合があったりいろいろ仲間が多いから何とか逃げられる。でも臨時職員それから非常勤職員については、それが無いのです。特に4人、5人のところで、例えば当番で2人になるときがある。しかも、それが自分より皆上です、非常勤職員・臨時職員にとっては。嫌なことを言われても、仕事を失いたくないものだから我慢している人が多いのです。今、この市の中で一番働いて、一番弱い立場の人が臨時職員、それから非常勤職員です。この人たちが働きやすい環境をつくってあげるのも職員課の仕事だと、私はこのように思っています。実際、やっぱりやられても自分が首になりたくない、それから同じ職場で嫌がらせをされたくない所以我慢している人が多いのです。これは、やめた人から私も聞いたのだ、やめたから今言えると。その人の名前を今言ってもいいのだ、ここで。でも、言うとなんか後々また報復があると怖いからという話です。

だから私が言いたいのは、職員課は職員課で多分努力をしていると思いますが、そういった弱い立場の人たちにもう少し働きやすい環境をつくるためにどうすればいいか。この被害で私がこう言ったのは、さらに啓発をしてそういうことを根絶してほしい、こういう思いから、きょう、やっているわけです。

それから、パワハラもそうです。パワハラは職場のいじめですね、これも。これもありますよ。仕事を与えない、情報を渡さない、いろいろのけものにする、これはパワハラです。これも行われている。ただ程度によります、程度に。学校であれだったら、いじめです。ここでやるのはパワハラです。だから私は、この際だから課長、もう一度パワハラとかセクハラとかいう、やっぱり学校の子どもたちに調査するみたいに、もう一回原点に戻って職員の内情、職員の本音を聞き出す努力をして、こういうことを根絶していただきたい、このように思いますが、どうですか。

○職員課長（榎山隆士君） お答えをいたします。

今の議員の御指摘も踏まえて、適切に対応をさせていただきたいと思っております。

現在、セクハラにつきましては、今ごらんいただいたような要綱等をつくっておりますけれども、パワハラについては、まだ不十分な面もございます。今、それを再度整備しているところでございます。そこも含めて適切な対応をとっていきたいというふうに考えております。

- 19番（山本一成君） わかりました、課長。あえて議場でこの問題を出したということですから、この機会に課長、職員課としてもう一回、この「Q&A」、いいです、もう一回各部署、末端、出張所、各施設に職員課の通達でこういうことをなくすように、撲滅のための啓発をやっていただきたい。そして、被害者のためにどうすればそれを救えるか、身近な存在の職員課であっていただきたい。それで別府市が、この市役所が別府でナンバーワンの働きやすい職場になるようにこれを努力していただきたい、このようにお願いして、質問を終わります。

（議長交代、副議長荒金卓雄君、議長席に着く）

- 5番（森山義治君） お疲れさまでございます。早速、質問に入らせていただきます。

市民の移動サービスについて、これまで数回質問をさせていただきました。人口や地域性の違いはあっても、別府市はほかの市町村に比べて市独自の政策がおくれていると痛感しております。その理由ですが、以前にも申し上げましたが、高齢者に対する移動サービスや大分県18市町村の中で別府市には国土交通省の地域公共交通確保維持改善事業に基づく地域公共交通会議が、いまだ設置されていないということです。

そこで、別府市はこの会議設置に向け昨年10月に生活交通確保維持協議会を設置し、国の補助金を活用、民間のコンサル会社に委託し、ことし3月までのバス利用者の生活交通系統の実態調査を行っておりますが、その乗降調査について、性別や年齢別の利用状況を含めてお尋ねします。

- 政策推進課長（稲尾 隆君） お答えいたします。

市民の重要な移動手段である路線バスを安定的に確保維持するために、生活交通のバス系統の実態調査を実施し、この3月に報告書が完成しております。現状の問題点や課題等の抽出を行っており、これからの公共交通のあり方を協議する基礎資料となるものです。

利用者への調査は、36系統、延べ165便で行いました。性別では、女性が76.6%、8割近くということで圧倒的に多く、年齢別では、40歳から65歳が40.8%で一番多いという結果が出ております。次いで20代、30代の24%、10代が16.4%で、65歳以上の高齢者は18.7%でした。利用目的別では、多い順に通勤30.8%、買い物・飲食19.6%、通学19.3%、通院9.6%となりました。通勤、通学が多いというのが、本市の特徴だと考えております。

今回の調査結果では、半径500メートル以内にバス停、または買い物施設がない生活不便地域がどのような状況かということ調べておりますけれども、結果的には中山間地域を除いて生活不便地域は、本市の場合はほとんど見られないというふうになっております。しかし、人口や施設の分布状況から、運行本数がアンバランスな地域が存在しており、バス事業者の問題として赤字の系統、赤字便ですね、赤字便や利用が極端に少ない区間などが、特定の地域、時間帯で発生していることなどがわかっております。

- 5番（森山義治君） 今の数字や、また細部については、次回に質問をさせていただきますが、人口や施設の分布状況から、運行本数がアンバランスな地域などはあると思いますけれども、バス事業者としては、運行改善は当然ですけれども、赤字系統の運行にも限界があると思っております。

そこで、政策推進課としてこの調査結果を踏まえ、今後どのように市民の移動サービスについて対策を進めていくのか、お尋ねいたします。

- 政策推進課長（稲尾 隆君） お答えいたします。

今月5日に平成25年第1回の別府市生活交通確保維持協議会を開催し、今後の方向性を協議しました。実地調査の報告書をもとに、協議会の中で問題点や課題の解消、解決に向けた対応策について協議を重ねながら、具体的なバスの利用促進策等を検討していくことを確認しております。これから施策を進めていく上で、バス事業者が主体的に維持改善する路線と行政が関与する路線の色分けも必要になると思います。また、国や県の補助制度等も有効活用していきたいと思っております。

- 5番（森山義治君） バス事業者としては、当然JRのダイヤ改正時などに、ダイヤ改正はダイヤの改善でやっていると思いますが、課長が考えているように、国や県の補助制度の有効活用も重要だと思っております。運賃は別といたしましても、コミュニティーバスの場合、国や社会資本整備総合交付金というものがあまして、地方運輸局よりも地方整備局に問い合わせれば、自治体が行う事業に交付金が出されているようです。別府市が車両を購入し、その車をバス会社に貸すという形などに利用できますし、補助率も実質7割となっておりますので、参考にいただきまして、次に地域公共交通会議についてですが、たくさんの路線系統数がある中で、赤字路線でも減便などしながら、事業者の努力で運行している路線系統もあると思います。そのような路線系統こそ、廃止になる前に、まずは地域住民がどのようなことを望んでいるのか声を聞くことが大切だと思いますし、そのような会議の設置が必要だと思っております。

そこで、平成24年第4回定例会の中で、猿渡議員さんの質問に対して政策推進課が、将来的にバスやタクシー事業者、住民の代表者、有識者、行政などで構成する地域公共交通会議の設置につなげたいと答弁しておりますが、その後の進捗状況、また、将来的とはいつごろと考えているのかお尋ねします。

- 企画部長（大野光章君） お答えいたします。

先ほど、課長答弁にもありましたように、生活交通確保維持協議会、こちらのほうを6月の初めに開きました。そちらのほうの会議の中でも当然法定協議会、それから、今、議員のおっしゃられた地域公共交通会議、こちらの設置が必要という議論もされております。ただし、昨年度調査をしましたバスの乗降調査とかニーズ調査、こちらのほうで、まずバス事業者、路線も含めた改善策、こちらのほうをまず検討を進めて公共交通のあり方、そちらのほうを進めていく。それと並行して公共交通会議の設置、それから、あるいは法定協議会、こちらのほうにもなろうかと思っております。それぞれ構成メンバーが違っておりますが、どちらの方向で進めるかというのをお互いあわせて協議を進めていきたいと思っております。

- 5番（森山義治君） ありがとうございます。一歩ずつ前に進んでいることがよくわかりました。

道路運送法に規定いたします地域公共交通会議、あるいは法定協議会設置の実現に向け、まずは第1段階として実態調査をもとにしながら別府市の、今、部長答弁の生活交通確保維持協議会を定期的に確実に開催することをお願いいたしまして、次に高齢者の各種移動サービスと財源についてですが、ほかの市町村では、特に高齢者の移動サービスに対しさまざまな政策が進んでおります。

隣の大分市を例に挙げますと、御存じの方も多いと思いますが、ことしの6月までは70歳以上の高齢者が100円で路線バスに乗車できておりましたが、さらに本年度7月1日より、来月1日より5歳引き下げまして、65歳以上の高齢者にワンコイン、つまり100円で、例えば佐賀関から大分市街地までバスに乗って自由に移動できるようになります。しかも、二モカなどのICカードも利用できますし、高齢者が年々増加していく中でこのような政策は、高齢化社会とともに市税の負担がどんどん増加していくために失策ではないかという声を過去にお聞きしたことがありましたが、逆に今年度はワンコインバス事業にさらに7,000万円追加しておりますし、交通空白地にはふれあいタクシー運行業業とし

て3,000万円ほど予算執行しております。また、ほかの市町村でもバスやタクシー乗り物共通券や、福岡市では自己申告制ですが、70歳以上の高齢者に対し永年にわたり所得制限を設け、1年に最高1万2,000円の全国共通利用できるICカード、「はやかけんカード」を給付しております。このような制度を全て行政が主導して高齢者の移動を支えています。

人間は、生活していくために「衣・食・住」が必要と言いますが、今や「い」は「衣」ではなく移動の「移」と言う人もおります。私もそう思うところであります。しかし、新規に政策を計画するには、財源の問題が重要になってまいります。例えば、高齢者祝金の一部見直しなどをして、ワンコインバスやデマンドタクシーの財源にしているところもあります。

別府市でも、運転免許証自主返納事業の予算や敬老祝金の一部見直しなど、聞き取り調査をしながら、65歳以上の高齢者に100円で移動できるワンコインバスやデマンドタクシーなど、ほかにさまざまな政策が考えられると思いますが、きょうはワンコインバスについて御見解をお尋ねいたします。

○高齢者福祉課長（中西康太君） お答えいたします。

高齢者の移動支援につきましては、従前からの課題でありまして、また、その対応については、さまざまな角度からの検討が必要であると認識しております。

御質問のワンコインバスについてであります。全ての高齢者を対象とした事業であるため、その実施に当たりましては多額の財源を必要とします。限られた財源の中で高齢者の移動支援を行うためには、中山間地域などの交通不便地域で暮らしている方や運動機能の低下した方などへの施策が優先すると考えており、現在、その方策につきましては検討段階に入っているところであります。したがって、現時点におきまして、全ての高齢者を対象としたワンコインバスの実施は、厳しい状況であると考えております。

○5番（森山義治君） ワンコインバスの運行は、現時点では厳しいというような回答ですけれども、中山間地域の交通不便地域、運動機能が低下した高齢者に対する移動支援が優先し、その方策については現在検討段階との回答を受けましたので、まずはこのことについてしっかりとした対応をお願いいたしまして、引き続き違う視点から次の質問に移ります。

次に、障がい者の移動に助成制度があることは、当然誰もが理解できます。しかし、日常的に規則正しい生活を行い、運動や娯楽やボランティア活動などで健康を保っている65歳以上の健常者には、移動サービスについての何の助成制度もないというのは不平等と言う人もいると思います。聞くところによりますと、大分市は、ワンコインバスの対象年齢を65歳に引き下げましたが、その理由の1つにこのことが挙げられると聞いております。高齢者の移動の平等性という観点からどのようにお考えか、御見解をお尋ねします。

○高齢者福祉課長（中西康太君） お答えいたします。

高齢者の方で加齢による運動機能の低下を有する場合など、障がい者の方と同様の状況であれば同じサービスがあることが、平等性の観点から見ると必要なサービスと考えております。しかしながら、御質問の健常な高齢者に対する移動手段としてのサービスは、少子・高齢化が急激に進み、2030年には2人で1人の高齢者を、さらには2050年には1人で1人を支えなければならない状況が推測されておきまして、また、自分でできることは自分で行っていただく、いわゆる自助という観点からも、優先順位は低いものと考えております。このようなことから、健常な高齢者の方へワンコインバス事業を行わないとしても不平等ではないというふうに考えております。

○5番（森山義治君） 自助の観点から不平等ではないということですが、ワンコインバスの実現は、多くの高齢者が望んでいると私は認識をしております。財源と優先順位

の関係での答弁をいただきましたけれども、現在、高齢者福祉課における比較的大きな財源の事業にはどのようなものがあるのか、事業費とあわせてお尋ねいたします。

○高齢者福祉課長（中西康太君） お答えいたします。

比較的大きな財源を必要とする事業としましては、まず敬老祝金、次に配食サービス、さらには敬老行事交付金、緊急通報システムなどがあります。また、その事業費につきましては、ただいま申し上げました4事業だけでも、平成24年度決算見込額で1億3,000万円を超えている状況でございます。

○5番（森山義治君） 直接高齢者福祉にかかわるものと補助金的なものがあるようではありますが、ワンコインバス事業となれば、新たに大きな財源が必要ですから、高齢者福祉施策の見直しやほかの事業の見直しを含め、引き続きその実現に向けて検討する余地はないのかお尋ねいたします。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（伊藤慶典君） お答えいたします。

高齢者の方が買い物等におきまして御不便されている状況というのは、理解をしております。しかし、住宅地に住まわれないながら近くに商店がなかったり、また、市街地に出るまでに数十分を要するような地域に住まわれている方では、困っている状況も異なろうかというふうに思っておりますので、高齢者の方のニーズを把握しながら検討させていただきたいというふうに考えております。

○5番（森山義治君） ニーズの把握を行うとのことですね。十分に高齢者の意見や要望に耳を傾けながら、別府市にふさわしい高齢者の移動手段の確保に向けて前向きに検討されることをお願いいたしまして、次の質問に入ります。

次に、学校の統廃合による通学支援についてですが、全国的に少子化が進む中、大分県内各地でも学校の統廃合が進み、別府市におきましても、平成28年度に西小学校と青山小学校、平成30年度には浜脇中学校と山の手中学校、また、高校では別府商業高校、羽室台高校、青山高校と、統廃合が予定をされております。それに伴って、今よりも遠距離通学となる児童・生徒がふえ、バス通学や、高校生については自転車による通学生の増加が考えられます。

統廃合は、行政の都合であります。その通学路の安全確保についての事故対策や防犯の観点から不審者対策など、どのような方策を考えているのか、それぞれ御見解をお尋ねいたします。

○学校教育課長（古田和喜君） お答えいたします。

市内の公立小・中学校の校区内通学者で遠距離から通学されている児童・生徒に対して、その通学経費の一部を補助する補助金制度が現在あります。通学距離が、小学校については4キロ以上、中学校については6キロ以上が対象になっております。補助額については、夏期休業中、夏休みの8月を除いて11カ月分を支給しております。

なお、保護者の都合で片道だけという方については、片道だけの補助をしております。

現在、小学校で4名、中学校で2名この制度を利用しております。

また、将来、小・中学校の統廃合が、議員さん御指摘のように予定されておりますが、あわせて学区の拡大が予想されます。その場合、校区内通学者であれば当然この制度が適用されるようになります。

なお、高校生については、この制度の適用に現在なっておりません。高校生は全県1区の学区のため遠距離通学が非常に多く、制度を拡大することは困難であるというふうに考えております。

○5番（森山義治君） 統廃合に向けて新たな課題も出てくるとは思いますが、しっかり考えていることがよくわかりました。「いかのおすし」もセーフティー教育もしっかりしていただきまして、次に、学校の統廃合が進む状況の中で市町村独自の補助金でバス通学生

に対し、例えば75%割引の1年間通学定期の導入など、行政が通学支援に取り組んでいるところもありますが、別府市ではそのような中学生、また高校生の通学生に対してどのような通学支援が現在ありますか。また、今後どのように考えていますか。

○学校教育課長（古田和喜君） 先ほどお知らせしましたように、現在全県を1区としていますので、高校生については、補助は考えておりません。

○5番（森山義治君） ありがとうございます。よくわかりました。しかし、経済的な理由で通学困難な家庭もあると聞いておりますので、そのような高校生には通学費補助金制度が適用できるようにぜひ検討していただきまして、次の質問に入ります。

障がい者の移動支援サービスの現状を、お尋ねいたします。

「障害のある人もない人も安心して安全に暮らせる別府市条例」が、現在検討されておりますが、障がい者の移動サービスについて、障害者手帳を持っている人は、JRやバスは5割、タクシーは1割の事業負担となっております。そのほかに車椅子使用の障がい者や高齢者などの移動サービスに対して、現在どのような助成制度がありますか。また、利用料金などを含めて具体的に教えてください。

○次長兼障害福祉課長（岩尾邦雄君） お答えをさせていただきます。

身体障がい者の移動手段といたしましては、タクシー利用、路線バス、リフトバス利用、JR利用等の方法がありますが、公共交通機関は運行コース、運行本数、乗りおりする場所、時間等が定められており、利用者の都合に合わせた移動ができないなど不便を来すことがございます。また、重度心身障がい者は、公共交通機関等の利用が困難な方が多い状況であります。タクシーは、利用者の都合のよい時間に自宅から目的地まで移動できる利便性から、多くの方が利用していると考えております。

移動サービスの助成制度といたしまして、障がい者福祉タクシー手当制度がございます。その概要は、身体障がい者・身体障がい児の障がいの程度が1級、2級の方、知的障がい者・知的障がい児の障がいの程度がA1、A2、B1の方、精神障がい者1級の方が、タクシー手当が年額4,000円であり、そのうち3,500円を口座振り込みし、500円のタクシー券を郵送いたしております。また、それ以外の障がい者の方には、年額1,000円を口座振り込みいたしております。

別府市におきましては、障がいのある方皆さんがタクシーの利用を必要としているものと考えておりますので、助成対象者を狭く絞って一部の方に手厚く支援するのではなく、身体、知的、精神の3障がいの全ての方を支援いたしております。なお、平成21年度からは所得制限を設けております。

次に、リフト付タクシー料金に対する助成がございます。リフト付タクシー料金に対する助成を受けることができる方は、本市に居住している方で、身体障害者手帳の交付を受け、その障がいの程度が下肢及び体幹機能障がいの2級以上、いわゆる車椅子使用等の方となっております。

なお、リフト付タクシー料金に対する助成の額は、1回につき1,370円、利用の限度は年48回となっております。この制度は、障がい者の社会参加の促進を目的に市の単費、単独事業として実施いたしております。

○5番（森山義治君） 詳しく説明していただきまして、よくわかりました。ありがとうございます。しかし、今後は電車やバスに乗るのが難しい高齢者や、障がい者が通院や買い物、墓参りや孫の運動会、あるいは観光や男女共同参画事業などへの参加の際に、車椅子ごと乗降したり、乗降時に介助してもらえる移動サービスはさらにふえてくることが考えられます。

そこで、次にユニバーサルデザインタクシーについてですが、別府市には、現在リフトバスや介護タクシー、福祉タクシーがあるとのことですが、そのほかに手動ですが、車椅子

子に乗ったまま乗降できるユニバーサルデザインタクシーと呼ばれている新型タクシーが、現在別府市に2台あるようです。このタクシーは、車椅子利用の方が気軽に利用できる、しかも、このタクシーは普通のタクシーとして一般の人も利用できますし、小型料金であります。実は余り知られておりませんが、このユニバーサルデザインタクシーに対しても、現在市が助成しているタクシー券が利用できれば、車椅子の利用者はさらに便利になると思いますが、いかがでしょうか。お尋ねいたします。

○次長兼障害福祉課長（岩尾邦雄君） お答えをさせていただきます。

ユニバーサルデザインタクシーとは、平成24年3月に開始されました国土交通省の認定制度に基づく車両によるタクシーで、高齢者、障がい者のほか妊産婦や子ども連れの人など、さまざまな人が利用しやすいように、車椅子用のスロープがあるほか、乗降口に補助ステップや手すり等がついています。

なお、福祉車両を配車しているタクシー事業者等につきましては、平成25年4月現在で別府市内に8事業所があり、福祉車両として19台が運行いたしております。このうちリフト付タクシー利用券が利用できる、体を寝かせたまま乗降できる設備と、車椅子に座ったままリフト等により乗降できる設備を兼ね備えた兼用車両という車両が9台あります。ユニバーサルデザインタクシーに対してリフト付タクシー券を利用可能にするに当たりましては、既に運行しています車椅子に座ったままリフト等により乗降できる設備を備えたタクシー10台に対する助成を含めて考慮する必要があると考えていますが、リフト付タクシー券が利用できれば、車椅子利用の方の利便性の向上につながると思っております。

○5番（森山義治君） 現在稼働している10台に対する助成を考慮することは、よくわかりますけれども、今後、「障害のある人もない人も安心して安全に暮らせる別府市条例」ができれば、このユニバーサルデザインタクシーの需要が高まってくると考えられます。また、タクシー事業者と行政が連携し増車をしていくことも重要な課題ではなかろうかと思えます。

そこで、今の要綱にユニバーサルデザインタクシーの利用ができるように改定をするお考えはありませんでしょうか。お尋ねいたします。

○次長兼障害福祉課長（岩尾邦雄君） お答えをいたします。

福祉タクシーの利用券の充実に向けての内容の検討につきましては、平成20年度において行政評価制度による制度の見直しを実施いたしました。手当制度など市単独事業の継続のためには、別府市における福祉制度と均衡を図る必要性及び財源の問題などもあります。要綱改正に当たりましては、利用者のニーズを把握し、状況確認の上検討をいたしたいと考えております。

○5番（森山義治君） このユニバーサルデザインタクシーが普及すれば、別府にJRやバスで車椅子を利用して観光に訪れる人は、安心ができるわけです。このような観光客の方に、例えば、観光課に前もって予約をした人だけにタクシー割引券を発行するなどすれば、さらに観光客はふえてくると考えます。また、福祉の行き届いた別府市のイメージアップのためにも今後検討していただきまして、次の質問に入ります。

御存じのように、東日本大震災と福島原発事故発生から2年3カ月が過ぎました。特に福島原発事故発生以降、日本では火力発電所や風力、地熱発電所への転換、また太陽光発電の需要量は新聞に載っていましたが、世界一になりました。別府市でも温泉熱発電などの新エネルギーが開発されるなど、地球環境への関心は高まっております。反面、石油や化石燃料から放出される二酸化炭素は増大をしております。発展途上国の中国やインドの影響が大きいようですが、4月11日の報道による米海洋大気局の発表では、ハワイのマウナロア観測所で測定した大気中の二酸化炭素の平均濃度が初めて400ppmを超え、最高値を記録したと発表いたしました。また、二酸化炭素排出を減らさないと、猛暑や暴

風雨、干ばつなどの異常気象が常態化すると警告する声明を出しました。

このような状況の中、自然再生エネルギーへの転換や節電はもとより、電気自動車の普及も拡大をしております。日本の二酸化炭素排出量の約2割が運輸部門で、そのうちの約9割が自動車から排出をされております。

そこで、大分県は、7月1日より毎週水曜日ですが、エコ通勤割引パス交付申請書を県の地球環境対策課に申請すれば、バス通勤に限りバス料金が半額になります。そういう状況の中で電気自動車購入に対し助成事業を検討できないか、いかがでしょうか。御見解をお尋ねします。

○次長兼環境課長（伊藤 守君） お答えいたします。

議員御指摘のとおり、電気自動車は走行中にCO₂を排出しないため、次世代のエコカーと注目されているものでございます。ガソリン自動車に比べると価格がまだ割高、1回の充電で可能な走行距離が短い、それから急速充電ステーションを初めとするインフラが整っていないことなどの課題が多く残されております。

電気自動車を普及促進するための助成制度ということでございますが、ハイブリッド自動車や家庭で充電もできるプラグインハイブリッド自動車というものも今出てきております。これも選択肢ということであり、その自動車の市場動向も加味した上で次世代のエコカーとしての補助制度を考慮すべきものと考えております。また、電気自動車のバッテリーの耐用年数などの技術的な課題も踏まえた上で、充電インフラの整備とあわせて検討をしていきたいと考えております。

○5番（森山義治君） ありがとうございます。

次に、電気自動車の充電設備についてお伺いします。

電気自動車や電動バイクを購入した人は、自分の家で充電設備を設置いたしますが、別府市内観光に他県などから電気自動車で訪れた人は、充電のために市内数カ所の自動車販売店か、1カ所しかない民間スタンドまで行かなくてはなりません。民間企業だけに任せず、誰もがわかる市役所の駐車場や鉄輪、北浜地区などの観光場所に市が率先して充電設備を計画すべき時期に来ていると思っておりますが、いかがでしょうか。お尋ねいたします。

○次長兼環境課長（伊藤 守君） お答えいたします。

電気自動車を普及促進するためには、議員が御指摘をいただきました電気自動車補助制度と充電インフラの整備の両輪で進めていく必要があるかと考えております。充電インフラの整備につきましては、市が保有する施設の施設管理者との協議や、各施設の省エネ設備更新計画、それから政策推進課との調整等も図りながら普及促進に向けての支援策を関係部署とも協議研究していきたいと考えております。

○5番（森山義治君） ことしの3月末の資料ですけれども、確かに電気自動車は、大分県には310台、ハイブリッド車は2万5,762台となっております。普及率はまだまだです。しかし、今後普及してくると思えます。さまざまな課題があると思えますが、これからの時代は、いずれ電気自動車や電動バイクにかわってくると考えます。別府市は、世界から温泉を使ったバイナリー発電が注目をされております。この新エネルギーと電気自動車の充電設備をセットにすることは、別府市の観光政策としても大事と思えますが、御見解をお尋ねします。

○次長兼環境課長（伊藤 守君） お答えいたします。

新エネルギーと充電設備とのセット案ということでございますが、現在、ビジネスベースで進めている情報は聞いておりませんが、現在、豊田市のほうでスマートハウスという形で戸別住宅型の実証事業が進んでいるようであります。これは、太陽光で発電した電気で電気自動車もしくは先ほど言いましたプラグインハイブリッド自動車というものを充電すると同時に、駐車中の電気自動車等を蓄電池として活用し、家庭内の家電製品などへの

電力源に使うこともできるというものでございます。こうした新エネルギーの導入促進と充電インフラの整備と新エネルギーをセットして推進することにつきましては、今後私どもが計画しております市の新エネルギービジョンを策定し、その中で新エネルギーの普及促進の方向性が決定した時点で、選択肢の1つとしてこのセット案を反映することも考えております。

- 5番（森山義治君） 電気自動車で訪れる観光客が、安心して訪れると思います。ぜひ前向きに検討していただきまして、次の質問に入りたいと思います。

次に、エレベーター、エスカレーターの事故防止についてです。

まずは、設置数についてお尋ねをいたします。

他県であります。昨年10月31日に石川県金沢市のホテルで、エレベーター利用時にドアに挟まれる死亡事故が発生し、全国に報道をされました。調べてみますと、昨年9月1日にも東京板橋区の公共施設のエレベーターや、立川駅で立川市が所有するエレベーターの中に一時3人が閉じ込められる事故など、自治体所有のエレベーター事故が続発しております。2006年の東京港区の死亡事故や金沢市の死亡事故は、いずれもシンドラ社製のエレベーターでした。

そこで、この種のエレベーターは、大分県に問い合わせてみましたら22基あるとのことでしたが、別府市内の設置数は全部で何基ありますか。また、公共施設ではどこに設置されておりますか。お尋ねします。

- 建築指導課長（竹長敏夫君） お答えいたします。

建築指導課では、建築基準法を中心に関係法令を所管する立場といたしまして、このようなエレベーターで事故が起こったことについては、大変重く受けとめております。

事故を受けまして、緊急点検の対象となるシンドラエレベーターの設置ということについては、別府市内に6基設置されております。そのうち公共施設は2基であります。別府競輪場選手宿舎、それと野口原市営住宅Aであります。民間施設につきましては、2棟で4基設置されております。

- 5番（森山義治君） 次に、事故対策についてお聞きいたします。

シンドラ社製のエレベーターが、公共施設に2基、民間施設に4基設置されていることですが、昨年、金沢市の死亡事故発生後、それぞれの施設に対して全国一斉に安全保守点検が実施されましたが、別府市としてはほかにどのような対策を講じたのか教えてください。

- 建築指導課長（竹長敏夫君） お答えいたします。

緊急点検は、昨年平成24年内に6基とも全て完了いたしました。点検は、ブレーキ系統を中心に約20項目の点検が行われ、6基とも測定値の異常はなく、指摘事項なしとの報告を受けております。

なお、事故予防の観点から戸開走行保護装置、いわゆる二重ブレーキのことですけれども、この設置につきましては、民間建築物については、大分県より保守点検業者を通じて行っております。公共施設につきましては、本課より各設置者の管理者宛てに書面をお願いをいたしました。

なお、別府市内の民間建築者につきましては、別府市の建築指導課職員が直接面談の上、書面を手渡して指導に当たっております。

- 5番（森山義治君） シンドラ社製の設置数はわかったのですが、ほかに公共施設でエレベーターを設置している施設及び設置数はどのくらいありますか。また、設置しているエレベーターで平成21年度に改正された建築基準法に規定されております設置基準に適合するエレベーターは何基ありますか。お尋ねします。

- 財産活用課長（原田勲明君） お答えいたします。

本市が保有する公共施設でエレベーターを設置している施設は、教育委員会分を含めまして21施設で設置をしており、設置数は27基であります。また、新基準に適合しているエレベーターにつきましては、27基中5基であります。

- 5番（森山義治君） 次に、定期点検についてでございますが、民間施設は、施設責任者の個別判断となるでしょうが、公共施設で設置しているエレベーターは、定期検査のほか、メンテナンス会社と連携をして、法律に基づく以外にも保守点検を確実にすることが大事だと思います。法的定期検査や保守点検は、どのくらいの周期で点検をしておりますか。また、点検時に担当課の専門職員さんが、終了確認ということで現場に立ち会いますか。また、あわせて、過去5年間のエレベーター事故の発生件数、場所、事故の内容等を教えてください。

- 財産活用課長（原田勲明君） お答えいたします。

まず、保守点検でございますが、エレベーターを設置している公共施設の所管課10課に問い合わせた結果、建築基準法第12条第3項に基づく定期検査を年1回実施しているほか、昇降機の維持及び運行の管理に関する指針に基づく保守点検を実施しております。点検の周期につきましては、月2回行っているのが10施設で、エレベーター数は14基、同様に月1回行っているのが7施設9基、3カ月に1回行っているのが3施設3基、年1回の実施が1施設1基となっております。

次に、保守点検時の専門職員の立ち会いでございますが、エレベーターの保守点検につきましては、昇降機検査資格や高度かつ広範な専門知識が必要な業務でありますので、資格を持った専任職員を施設に配置していないため、点検時には職員が立ち会っておりません。

次に、過去5年間における事故であります。幸いにも大事には至っておりませんが、本庁舎、行政棟のエレベーターにおきまして2件事故が発生をしております。事故内容につきましては、2件ともエレベーターに乗り込み下降ボタンを押したところ作動せず、ドアが閉まったまま閉じ込められたという事故でございます。

- 5番（森山義治君） 大事なことは、別府市所有のエレベーターが27基もある中で、現場での最終確認はしていないということです。また、過去5年間において閉じ込められる事故が2件発生している状況や事故防止という観点から、保守点検終了時にはエレベーター施設の責任者という立場から、昇降機資格の免許を持った職員が現場で立ち会うことは、大変重要なことと思います。たとえ資格を持っていなくても、机上の事務処理だけでなく現場での工事終了立ち会いを検討していただきまして、次の質問に移ります。

安全装置の二重化についてお尋ねします。

新基準施行前に設置されたエレベーターには、新基準に適合させる義務づけはないとお聞きをしておりますが、扉のあいた状態で上昇・下降する誤動作を防止する安全装置の二重化の設置については、どのような対応をしていくお考えでしょうか。お尋ねをいたします。

- 財産活用課長（原田勲明君） お答えいたします。

ダブルストッパーを含めた新基準への対応でございますが、現段階でエレベーターの更新を検討しているものにつきましては、新基準に対応していない22基のうち7基となっており、あとの15基につきましては、費用の面もございまして、施設改修に要する期間が長期にわたるため、特にエレベーターが1基のみの設置である施設では、代替機の確保ができないことから、新基準への対応が困難であると回答しており、現状を考えますと、更新時の対応になるのではないかとというふうに考えております。

- 5番（森山義治君） 施設の利用度によって違いもあるでしょうけれども、別府市所有の主なエレベーターは、法律に基づいて定期検査の場合に、定期点検が1カ月に2から3回

実施しているということで安心をしております。当然利用者の注意が必要ですが、エレベーターやエスカレーターの事故防止に努めるためにも、昨年の死亡事故が起きたときなどは、主要な啓発活動をぜひお願いをいたします。

次に、観光についてお尋ねをいたします。

時間の都合もございまして、また、私の資料不足といえますか、1点だけ質問をさせていただきます。

別府観光に訪れるお客様の中で、外国人観光客も多く訪れております。さまざまな観光案内の方法やPRによって、別府観光を楽しんでいると思います。そこで、市内を走る路線バスを活用して、ラッピングバスの運行による観光宣伝を実施してみたいかでしょうか。当然、実施に向けては費用負担や宣伝効果などの課題を解決しなければならないと思いますけれども、この件について御見解をお尋ねします。

○次長兼観光課長（松永 徹君） お答えいたします。

ラッピングバスによります観光宣伝という方法でございますが、他の自治体あるいは民間企業でも実施している宣伝方法の1つであろうかというふうに考えております。観光宣伝としてラッピングバスの活用を想定いたしますと、各種イベントの開催告知、また各種事業のPR等が挙げられますし、高速バス、それから貸し切りバスといった広域の間になれば、また違った活用方法も考えられようかと思っております。

実施に当たりましては、ラッピングのデザイン、それから実施期間、実施台数等によります諸経費等の課題並びに実施に伴います目的、ターゲット、それから効果の測定等についての分析が必要であろうかということも考えております。したがって、今後そういった部分を調査させていただきながら進めていきたいというふうに思っております。

○5番（森山義治君） ありがとうございます。財源の問題やら期間等いろいろあると思いますけれども、やはりラッピングというのは、1つの素晴らしい宣伝方法と思っておりますので、再度検討していただきまして、私の質問を終わらせていただきます。

○16番（松川峰生君） それでは、先に議長のほうに、2番と3番の順番を入れかえますので、どうぞよろしく。議長、いいですか。

○副議長（荒金卓雄君） はい、了解しました。

○16番（松川峰生君） それでは、まず国歌について。

私は、「君が代」を日本の国歌として、世界各国に認められているこれは、誰も否定できないものであります。さて、日本人はこの「君が代」に対しどのような感情を持っているのか。あのオリンピックにおける勝者の栄誉をたたえる表彰式のセレモニーにおいて日本人が表彰台に立ち、優勝者のメダルが授与され、輝くような日の丸・国旗が掲揚され、荘厳な国歌が吹奏されると、言いようのない感動を覚えるものであります。それは私だけでなく、多くの国民がそうであったと思います。それは日本国だけではなく、世界各国のそれぞれの国民の思いだと思います。

特に2004年、アテネオリンピックで女子の800メートル自由形で鹿屋体育大学の柴田亜衣選手が優勝しました。皆さん、記憶があるかわかりませんが、そのとき、彼女は笑顔で立ったのですけれども、その後、おりるときにもものすごく大粒の涙を出しました。私は、それに大変感動いたしました。それは、それぞれのスポーツの入賞者はそうであったと思います。特にちょうどテレビのそのシーンがあったので、それから私もオリンピック後、彼女に水泳の関係で会うことができました。「どうだった」とお聞きしたら、「私自身は思いのないこみ上げが上がってきました」というようなことであります。そして、その翌年、2005年7月にモンテリオールで同じく世界選手権がありました。そのとき、彼女は残念ながら銅メダルで3位だったのです。そのとき、思いはもう一度日の丸を揚げたかったという、その後、大変悔しかったというような彼女の談話がありました。いかに日

本国民、メダルに対することも本人のことでしょうけれども、国旗に対する執念、それから思い、それは国民が、日本国が1つになったというような気がいたしました。

この「日の丸」は形があり、有形の象徴であります。「君が代」は無形の象徴であります。いずれも日本人が世界に誇れる象徴であり、この2つの象徴が相照らし、我々の胸を踊らせます。「日の丸」は形があり目に見えるが、「君が代」は目に見えず精神的なものであります。祖先から伝承され、永久に日本人の精神的道徳の基盤をなすものであります。この「君が代」を国歌として国民が知ったのは、明治26年8月12日からであります。それ以来、ことしで約120年の歳月が経過しました。この120年の歴史の中で我々日本人の胸の内に万感の思いがあるのではないか、そのように思います。

さて、今、教育が危ないと言われ久しく、教育は百年の大計とも言われています。「君が代」は、国民に公布されてことしでちょうど——先ほど述べましたけれども——120年が経過をします。振り返ってみますと、戦前の教育は質素儉約、勤勉努力、親孝行、夫婦相愛、盟友相信等というような道徳が、教育の根源としていました。この道徳と修身は人類共通のものであり、世界各国どの民族であってもこれを規範として生活をしています。教育は、どのような時代や社会になろうとも、基本的な道徳と修身については変化があってはならないと私は考えています。したがって、この国歌公布以来120年の節目を機会に「君が代」を歌う意義を考え、また日本人全てに、遠い祖先から賜った賛歌であると認識を新たにすべきだと考えております。

先ほども述べましたが、「君が代」はオリンピックや相撲、野球、さらに多くのスポーツの儀式のときばかりでなく、公式の式典に、人生の折々に大いに歌われています。東南アジアの国々では、どこに行っても国旗・国歌がついてきています。タイでは、日本人旅行者が映画館で国歌斉唱のとき直立不動の姿勢をとらず、警察に収監された人もいると聞いております。世界の国々の国民は、国家の象徴である国旗・国歌を大事にし、太古の昔から由来がある中国、韓国、北朝鮮でも国旗を大切に扱い、国家も朝夕吹奏し、愛国の強いところを見せています。このようにいずれの国々も国旗・国歌は国の象徴であり、その国民は愛国心に裏づけられていることを忘れてはならないと思います。

さて、日本人の多くは不幸なことに、この国旗・国歌に対するマナーを教えられていない。一体誰が児童生徒に国旗・国歌の意義を教えるのか。もちろん家庭の教育も重要であります。学校での指導が最も重要だと私は考えます。国歌を児童・生徒がなぜ歌えないのか、覚えられないのか。それは、学校でしっかりと教えていないからだと思います。自国の象徴である国旗・国歌の斉唱に反対など、世界のどの国もあり得ないことです。特に学校行事には不要、または学校運営を民主的に運営すべきなどと学校現場を混乱させ、管理職を苦勞させ、1992年2月28日、広島の高専の校長が、卒業式の国歌・国旗掲揚をめぐる教職員とのトラブルに疲れ果て自殺するという惨事がありました。このようなことは絶対にあってはならないのですが、この国旗・国歌について、教育長と市長の見解を聞きたいと思っております。

○教育長（寺岡悌二君） お答えをいたします。

国旗・国歌は、いずれの国におきましても尊重され、大切に扱うべきものと認識しております。日本の国旗・国歌につきましても、日本国の象徴でございまして、敬愛すべきものと思っております。学校教育におきましても、国旗・国歌に対しましては、学習指導要領の趣旨に基づき、次世代を担う子どもたちに正しい認識と尊重する態度をしっかりと身につけていかなければならない、そういうふうに考えております。

○市長（浜田 博君） お答えいたします。

ただいま教育長が答弁したように、国旗・国歌というのは、いかなる国においても、これは国家の象徴として尊重され、大切に扱わなければならない、このように認識しており

ます。また、長い歴史を持つこの国旗・国歌、これは日本人として当然敬愛すべき、このように考えております。

- 16番（松川峰生君） 今、教育長並びに市長からも答弁をいただきました。そのとおりであります。ただ1つ危惧するところは、今、教育長や市長がおっしゃったことと、現場に温度差があることも事実であります。これを今後どのように修正していくのかということについて、少し今から議論をさせていただきたいと思っております。

ことしの入学式、私は鶴見台中学と緑丘小学校に、ことしで13回目の出席であります。私以下現議長、吉富議長、それから手束議員、野上議員も一緒に出席をさせていただきました。私が13回出席した中で、ことしが最高でした。少なくとも毎年行って、ことしが一番良かったのではないかな。ただ、他の学校に出席した議員にお聞きしますと、学校間の格差がたくさんあることも事実であります。特にことし、鶴見台中学では、びっくりしたのが、まず行ったときに運動場に国旗が掲揚されておりました。当然体育館にも掲揚されておりました。子どもたちも全員とは言わなくても、しっかりと歌っている子どももおられました。もちろん来賓の皆さんはすばらしく、大きな声で、子ども全体よりも来賓の方の声のほうが大きいのではないかなというふうな雰囲気もございます。それぞれ、また後ほど課長から御答弁をいただきますけれども、特に前学校教育課長、高橋先生が鶴見台に来て一層変わったのではないかな。

過去の歴史を振り返ってみますと、その前の学校教育課長、その前の学校教育課長、ここで私が聞いた答弁のときにはすばらしい答弁をさせていただいたのですけれども、実際に現場に行きますと、なかなか難しいようなことも聞いております。それは、校長はやりたかったけれども、現場にいろんな事情があるということでもありますので、それを踏まえて次期、また校長になるかもわかりませんが、古田課長もしっかりと腹を据えて答弁をいただけたら、そのように思います。（「子どもたちはみんな歌うのに、先生はどうだったのか」と呼ぶ者あり）今から先生のことを聞きますので、しばらくお待ちください。

そこで、教育委員会も毎年、これも私が提言したと思っておりますけれども、それぞれの入学式、卒業式に教育委員会の職員並びに足りないときはそれぞれの課長さんも出席していただいたと思っておりますが、実際行ったそれぞれの職員の意見はどうだったかお答えください。

- 学校教育課長（古田和喜君） お答えします。

卒業式や入学式終了後に教育委員会で報告会を開きますが、必ずそのことが話題になります。声の大小はあるものの、先生方は随分歌ってくるようになってきたなというふうに判断しております。

私は、議員さんと同じ学校に出席しましたがけれども、教職員は歌っていたと判断しております。

- 16番（松川峰生君） 課長を信じ、もちろん私たちは生徒の向こうに教職員の皆さんがおるので、実は歌っているかどうか、生徒と保護者は見えます。もちろん来賓の方も見えます。先生が見えなかったのが、あなたにお聞きしました。

この件につきましても、ぜひ多くの学校に行った職員の方がおられますので、一応課長、一回どうだったかという実際検証をしていただくとありがたい。特にさっきも申し上げましたけれども、議員のほとんどはそれぞれの地域の学校に行きます。私も、きょう、きのうと出席した議員に、全員ではないのですけれども、お聞きしたら、それぞれ大きく温度差があります。それも踏まえてまたあなたとお話をしたいと思いますけれども、特に御来賓の方が本当にびっくりするぐらいの大きな声で「君が代」を歌っています。私は、ましてや校長の名前で来賓の方々に御臨席を賜ったということに敬意を払うには、しっかりと歌ってあげなければならないと思っておりますが、教育委員会の見解はどうですか。

- 学校教育課長（古田和喜君） お答えします。

来賓の方々が声高らかに歌っているのに、児童・生徒などが歌わないことは、来賓の方にとっても失礼なことだと思います。国旗に正対し国歌を歌うことは、日本国民であれば当然の態度であると考えております。教職員は児童・生徒に国旗や国歌を尊重する態度を育てることが、大切な責務であります。その児童・生徒を指導する教職員が国歌を歌うことは、教育公務員として当然の姿と考えております。

- 16番（松川峰生君）先ほども申しあげましたけれども、課長のほうから教職員の皆さんは歌っておったということでありますので、またその件については鶴見台では間違いなかった、そう思います。

ところで、今、あなたの答弁の中にもありましたけれども、一番気になることは、歌っているのだろうけれども、大変声が小さい。私が思っているのに、歌わないのか、恥ずかしいのか、歌えないのか、この辺についてはどのようにお考えですか。

- 学校教育課長（古田和喜君）お答えします。

国旗を正面に掲げ、国歌についても、どの学校でも斉唱しているというふうに、教育委員の皆さんや教育委員会職員からの報告を受けておりますが、ただ、先ほど議員御指摘のように、先生方を含め児童・生徒、声の大小があるのは確かでございます。特に余り練習のできていない入学式は、声が小さいようです。この点については十分指導していきたいと思っております。

- 16番（松川峰生君）入学式の時、なかなかそういう練習がとれないという御意見ですが、32字の「君が代」、32字だと思います。これは少なくとも練習するから歌う、歌えないの問題ではなく、基本的には歌えなくてはいけないのです。それをしっかりと教育委員会は認識していただきたいと思っております。

そこで、年間の音楽の中でこの国歌「君が代」を練習する時間は一応どのくらい、それぞれ決められているかどうかわかりませんが、もしわかれば教えてください。

- 学校教育課長（古田和喜君）お答えします。

小学校では、音楽の時間に5回程度、延べ1時間から2時間程度練習しております。1年生から6年生まで、毎年指導しております。中学校では、学習指導要領に音楽の時間としての指導は特に義務づけられておりません。しかし、どの学校でも、中学校でも音楽の授業に2回程度指導しているようです。

- 16番（松川峰生君）今、一、二時間程度と。少なくともその1時間全部を国歌の練習にするということはないと思いますが、総合的な時間だと判断いたします。

そこで、課長も私と一緒に鶴見台中学に出席されたので当然おわかりでしょうけれども、ものすごく長い歌を完璧に子どもたちはこなします。僕らがとても覚え切れない、すごく長いのです、歌詞が。それを覚えて、さっき言いましたように、「君が代」の短い歌詞はなかなか覚えられない。というのは、やはり基本的には練習時間不足か練習不足か、先生方がどういう教え方をして、子どもたちがどういう覚え方をしたのかということもあるかと私は思います。

また、入学式、卒業式の前になったら、一応どのくらいの練習をされるのかお答えください。

- 学校教育課長（古田和喜君）お答えします。

幾つかの小学校と中学校に聞き取りしましたところ、卒業式の練習の中で2回から5回くらい練習しているようです。中学校では、卒業式の練習そのものが少なくなっているため、国歌の指導をする日も小学校に比べて少なくなっております。

なお、入学式については、始業式の次の日が入学式という設定になっている都合上、練習はほとんどできておりません。

- 16番（松川峰生君）確かに入学式は、今、課長がおっしゃったように、なかなか練習時

間が少ないというのですけれども、平素から、スポーツでも何でも実力を発揮するためには日ごろから、勉強もそうだと思います、全てにそうだと思いますが、日ごろからしっかり取り組むことが大事ではなかろうかな。これは、この国歌だけでなく全てのものだと思うのです。やはり先生から宿題を出して、予習・復習をしてきなさいよというようなことと同じで、そういう教え方もやっぱり努めていくべきではなかろうかなと思います。

そこで、この国歌の意義についてどのように児童・生徒に説明あるいは教えているのかを、お答えください。

○学校教育課長（古田和喜君） お答えします。

「君が代」の歌詞については、「日本国憲法のもとにおいて、日本国民の総意に基づき、天皇を日本国及び日本国統合の象徴とする我が国の末永い繁栄と平和を祈念する歌である」というふうに教えております。ただ、小学校低学年にはこの教え方では難しいので、私は小学校の低学年の先生に聞いてみました。そうすると答えは、「日本の国が、未来に向かって末永く豊かで平和な国として続きますようにと願っている歌です」というふうに教えているというふうに回答されました。

○16番（松川峰生君） 今、課長からいただきました。特に小学校の先生にお聞きした先生のお答え、全ての先生方がこういう気持ちで子どもたちに接していただき、そして、この意義を教えていただくと、もっともっと子どもたちも理解していくのではないかな、そのように感じているところであります。

ところで、小学校、中学校の学習指導要領では、国歌はどのように取り扱われているのかお答えください。

○学校教育課長（古田和喜君） 学習指導要領の中の小学校音楽では、「国歌『君が代』は、いずれの学年においても歌えるように指導すること」。中学校音楽には、先ほども申しましたように、特に記載はありません。中学校社会科では、「国旗及び国歌の意義並びにそれを相互に尊重することが国際的な礼儀であることを理解させ、それらを尊重する態度を育てるよう配慮すること」とあります。また、「小学校・中学校の特別活動では、入学式や卒業式などにおいては、その意義を踏まえ国旗を掲揚するとともに国歌を斉唱するよう指導するもの」とあります。

○16番（松川峰生君） 学校現場では、今、課長がおっしゃったように、学習指導要領に従って指導することが大事だと思います。しっかりと指導していただきたいと思います。

その中で、先ほど答弁の中で「その意義を踏まえて」と、その「意義」とはどういうことか、教えてください。

○学校教育課長（古田和喜君） お答えします。

この「意義」とは、入学式や卒業式の意義であります。入学式や卒業式は、学校生活に有意義な変化や折り目をつけ、厳粛かつ清新な雰囲気の中で新しい生活の展望への動機づけを行い、学校、社会、国家など集団への所属感を深める上でよい機会であるという意義でございます。

○16番（松川峰生君） その後に、「国旗を掲揚するとともに国歌を斉唱するよう指導するものとする」とありますが、その意味はどういう意味ですか。お答えください。

○学校教育課長（古田和喜君） 前の質問とも関連がありますが、卒業式、入学式は、児童・生徒にとってとても意義のあるものです。その意義を踏まえて、国旗の掲揚と国歌の斉唱を指導することが肝要であるという意味で理解しております。ただ、この「指導するものとする」には、私は、教師の信条は別にして、教育公務員として指導することはしっかり指導しなさいという意味が込められているというふうに捉えております。

○16番（松川峰生君） 今、教師の信条は別にして、当然のことです。それは与えられた責務である、そう思っております。

そこで、しっかりと今答弁されたことをいかに教育委員会が実践をして、学校現場に浸透させていくかということ、今後とも引き続き指導していただければと思います。

そこで、教育委員会の今後の対応についてをお聞きしたいと思います。

教育委員会としては、平成11年8月13日に法制化された国旗及び国歌に関する法律を踏まえて、国歌を確実に児童・生徒に教えるためのカリキュラムを考えるべきではないかなと思いますが、その点はいかがですか。

○学校教育課長（古田和喜君） お答えします。

各教諭から教育の中で国旗・国歌の意義を指導し、国旗・国歌を尊重する態度を育むことが、教職員の責務であります、先ほども申し上げましたが、各学校においては、これらなことを踏まえて学習指導要領に沿って指導する教科・領域の学習課程、教育課程を定めております。これは、いわゆるカリキュラムのことですが、したがって、特段国旗・国歌に限定したカリキュラムは編成してはおりませんが、これらの教育課程を適正に実施することが重要であるというふうに考えております。

○16番（松川峰生君） 私は先ほど少し述べましたけれども、各学校でこの温度差があると申し上げました。実は今回、この質問に対してそれぞれ出席した議員並びにPTA会長を経験した議員にもお話を聞きました。ある学校では、ピアノを弾くためになかなか決まらなかった。校長先生が、誰もいなかったら私が弾こうという話もあったという話も聞いております。あってはならないことです。何とか音楽の先生がピアノを弾いたのだけでも、そのピアノの旋律が、普通私たちが聞く旋律ではなかったというような状況の学校もあります。その辺を踏まえて、全て状況が一緒ではないことも現実としてはありますので、教育委員会もしっかりとその辺は認識をしていただきたいと思います。そのためには、教育委員会の強いリーダーシップで国歌をしっかりと教えるよう指導することが重要ではないかと思いますが、その点についての答弁をお願いします。

○学校教育課長（古田和喜君） お答えします。

卒業式や入学式を前にして定例の校長会では、卒業式は厳粛・荘厳な雰囲気の中で卒業の喜びを感じ、また、これから迎える新しい生活への意欲を持たせるとともに、日本国民としての誇りや所属感を育てる国旗の掲揚、国歌の斉唱をしっかりと指導するよう示達しております。各校長も、その趣旨を踏まえて各学校で国旗・国歌の指導をしております。しかしながら、先ほどから御指摘のありますように、児童・生徒や教職員の声が小さいという不十分な点がまだあります。引き続き指導の徹底を図っていく所存でございます。

○16番（松川峰生君） 強いリーダーシップを期待いたしております。

次に、3番に学校現場に対する教育委員会の指導・助言についてであります。教育委員会としては学校現場に対し児童・生徒に国歌の意義を教え、歌えるようどのように指導・助言をしていくつもりですか。

○学校教育課長（古田和喜君） お答えします。

先ほども答弁いたしましたように、教育委員会としましては、学校長に国旗・国歌の指導を学習指導要領の趣旨を踏まえ適切に指導するよう示達しております。ただ、各小学校の教育課程を見ますと、国歌の指導が卒業式前に集中しているような実態があります。特に小学校1年生では、1年生の終わりでは国歌との出会いが、私は遅いというふうに考えております。

そこで、これからは各学校に適切に年間を通じて国歌の指導をするように指導してまいりたいと思います。

○16番（松川峰生君） そうですね、教える時期、歌を覚えている時期があらうかと思えます。その辺のそういう時期も踏まえながら、しっかりと教育委員会が、学校が、それぞれ学校の事情もあるかもわかりません。しっかり個別にも校長と相談しながら、あるいは先生

方と相談しながらその対応をとっていただきたいと思います。特にこの指導助言した事項が実践をされたかどうか検証することが大事であります。その検証については、どうお考えですか。

○学校教育課長（古田和喜君） お答えします。

国歌を斉唱するのは、入学式、卒業式のような儀式的行事のときであります。その折には別府市教育委員会の教育委員や教育委員会職員が、これからも引き続き列席する予定になっておりますので、その場を検証の場といたしたいと思います。

○16番（松川峰生君） それぞれの入学式、卒業式に職員が行きます。皆さんと、教育委員会の教育長を筆頭に同じ目線で、同じ思いで検証してください。行って、きちっとどんなものだったか、思いをしっかりと聞き届ける、そしてどうだったかということを取り戻してください。まず、見る教育委員会の皆さんの意識改革から大事だ、そのように思います。

そこで、今回、入学式のしおりに「君が代」が全部、教育長の判断で記載されました。この経緯についてを述べてください。

○学校教育課長（古田和喜君） お答えします。

鶴見台中学校が卒業式のとき、しおりに国歌の歌詞を掲載しておりました。それを見た松川峰生議員さんが、「これはいいね」というふうに、うちの同席していた職員に伝えたそうです。特段松川峰生議員さんは強制したわけではないようですが、それを教育委員会のほうに、私のほうに話がありまして、それで、まだ行われていない小学校の卒業式について、こういうふうなことをしたらどうかというふうに声かけしたところ、小学校のほうは、まだ刷り上がっていないところは全部つくってくれました。

なお、入学式については、全ての小・中学校が記載しております。

○16番（松川峰生君） これも最初出足は、僕もびっくりしたのですが、鶴見台中学に行ったら、その式次第に載っていました。高橋校長にお聞きしたら、「私の判断でこれを載せました」と聞いたので、当時、一緒におった教育委員会の方に「これはいいね」ということでお話ししたら、早速寺岡教育長の英断でほとんど全て、私、入学式のしおり、卒業式のしおり、いただきました。大変感銘いたしました。

そこで、これを実行したのですけれども、学校の現場の反応、抵抗はなかったですか。

○学校教育課長（古田和喜君） お答えします。

全くございませんでした。

○16番（松川峰生君） いいことですね、はい。昔では考えられないことです。今後もこれを継続していくつもりはあるかどうか。

○学校教育課長（古田和喜君） お答えします。

このしおりは、児童・生徒の目に直接触れることは余りありませんが、保護者の方に斉唱の意義をお知らせする意味で、私はよい機会だと考えております。記載については、学校行事ですので、各学校長の判断になりますが、教育委員会といたしましては、引き続き記載していくよう促すつもりでございます。

○16番（松川峰生君） 最後の項になりますけれども、今後の対応についてであります。この人生の節目節目の中で思い出に残る入学式、卒業式での国歌をしっかりと歌えるよう、強い指導力を発揮していただきたいと思います。教育委員会の見解を述べていただきたいと思います。

○学校教育課長（古田和喜君） お答えします。

国旗・国歌に対して正しい認識を持たせ、尊重する態度を育てることは、日本国という国家、そして地域社会、そして学校などという集団への所属感を深めることにつながります。また、児童・生徒が国際社会で尊敬され、信頼される日本人として成長するためには、国旗・国歌の指導は不可欠だというふうに考えております。このようなことから、国旗・

国歌について児童・生徒に適切に指導するよう学校に対して指導してまいりたいと思います。

- 16番（松川峰生君） 今回の教育委員会、事前の打ち合わせ等を含めて古田課長の強い意欲、そして寺岡教育長の思い、しっかりと受けとめました。私は、今までの中で今回最高の質問ができ、そして最高の答弁をいただいたと思います。今後も引き続き御苦労があるかと思いますが、しっかりと教育現場と話をし、今後もこの国旗・国歌を推奨し、そしてしっかりと子どもたちに教えていただきたいと思います。

ところで、実は大分市で各学校に市旗を配布し、左側に国旗、右側に市旗を掲揚するよう伝達したと聞いています。別府市でも国旗と市旗をパネルにして各学校に配布したらどうかと思います。児童・生徒の中には別府市の旗を知らない子どももおるかと思いますが、我が郷土別府市を認識し、国旗を見て国家を認識し、国を愛する心を育て、ぜひこの2つをあわせて掲揚していただきたいと思いますが、教育委員会の考えはいかがですか。

- 学校教育課長（古田和喜君） お答えします。

市のシンボルである別府市の「別」のマークですが、別府市民憲章の上にあることは知られておりますが、認識している児童・生徒は、正直少ないような感じがします。市旗の配布はとてもよいことだと私も考えております。ぜひ関係課と実行に向け検討してまいりたいと思います。

- 16番（松川峰生君） 市長部局も、市長、別府市の公共施設に、今、課長が答弁したように同じお話をさせていただいて、力を合わせて掲揚するように、ぜひお願いしたいと思います。

企画部長、答弁あるかい。（発言する者あり） ないですね。

それと、実は最後に打ち合わせのときに、私、先ほど前段でタイの話をさせていただきました。そのときに課長が、タイの日本人学校に勤めたという話を聞きましたので、ここで私的になりますけれども、そのときの国旗・国歌に対するタイの皆さんの状況はどうだったのか、ちょっと少しお話ししてください。

- 学校教育課長（古田和喜君） お答えします。

私、タイの日本人学校に3年間勤めておりましたが、映画館などに入りますと、必ず映画の前に国王賛歌が流れます。これは国歌とはちょっと違うのですが、国王をたたえる歌でございますが、この歌が流れますと、映画館に入っている者は、国籍を問わず全員が起立して直立不動の姿勢をとります。

なお、タイ人の方々は歌っているようですが、外国人には歌は強制されておられません。

実はそれ以外に朝の8時と夕方の6時に、公共施設においては国歌が流れます。その国歌が流れますと、必ず皆さん立って、その場で直立不動の姿勢をとります。私もよくデパートとか駅でこの国歌を聞いていたのですけれども、私もタイに住まわせていただけたという感謝の意を込めて同じように立っていました。

なお、この姿は、私はタイ国民がタイの国を愛し、タイの王室を愛している姿だというふうに認識しております。

- 副議長（荒金卓雄君） 休憩いたします。

午後3時00分 休憩

午後3時16分 再開

- 議長（吉富英三郎君） 再開いたします。

- 16番（松川峰生君） 先ほど議長にお願いして、先に3番行政委員の報酬についてから質問をさせていただきます。

さて、平成23年12月だったと思いますが、大津市で行政委員の報酬について月額が違

憲となったのですが、高裁も。最高裁では合憲ということになりましたけれども、私は今回、この質問につきましては、まず別府市の行政委員の人数及び報酬について先にお伺いしたいと思います。

○職員課長（檜山隆士君） では、お答えいたします。

現在、別府市の行政委員会の数は6つでございます。内訳は教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会でございます。

各委員会の委員の人数及び報酬は、次のようになっております。

まず、教育委員は教育長を含めて5名で、報酬は、委員長が月額6万8,000円、委員が月額5万6,000円。

選挙管理委員は委員長を含めて4名で、委員長が月額3万4,000円、委員が月額2万8,000円でございます。

公平委員は3名で、日額4,900円です。

監査委員は3名で、議会選出の委員が月額3万3,900円、識見の委員が月額13万円です。

農業委員は会長を含め13名で、会長が月額3万9,000円、委員が月額3万4,000円、固定資産評価審査委員は6名で、日額4,900円でございます。

○16番（松川峰生君） それぞれの勤務日数は、どのくらいありますか。

○職員課長（檜山隆士君） お答えをいたします。

月額の委員会について、平成24年度の実績でございますけれども、まず教育委員は、月1回の定例教育委員会と不定期に行われる臨時教育委員会、そのほか入学式、卒業式、運動会等の出席として年間約41日でございます。

選挙管理委員につきましては、月1回の定例会及び臨時会等、委員長で年間約25日、委員で20日の出勤となっております。

監査委員につきましては、議会選出の監査委員は年28日、識見者の監査委員は年88日の出勤でございます。

農業委員につきましては、会長が年間122日、委員は年30日の出勤でございます。

○16番（松川峰生君） 今の話の中で計算してみますと、勤務日数1日当たりでは基本的にどのくらいになるかというのをしてみました。

まず、教育委員会では委員長が1万9,900円、委員が1万6,300円。選挙管理委員では委員長が約1万6,000円、委員が1万6,000円、同じく。監査委員では、議会選出の監査委員が約1万4,000円、識見者の監査委員が1万7,000円。農業委員では会長が1万3,000円、委員が1万3,000円。

問題は、このそれぞれの行政委員会で勤務の実態としては、今私、1日というのは基本的に皆さんと同じように1日8時間ということが大前提であるだろうと思うのですが、実際は特殊なことがなければいろんな、私たちもいろんな報酬のない委員会に議員はそれぞれ出ている方もたくさんおられます。基本的には2時間ぐらいです。すると、例えば教育委員会に当てはめると、委員長が2時間出て約2万円もらえます。委員で1万6,000円ぐらいもらえます。中には専門職だと、いろんなことを言う人がいますけれども、それが実態として私たちには見えて来ません。今、例えば厚生年金を、お金に比較すると、これは別問題になるかもしれないけれども、金額に比較すると一番わかりやすいのですけれども、国民年金約40年納めて恐らく1カ月六万五、六千円だろうと思います。それからしたときに、この報酬額が果たして妥当かどうかというものが、今回のテーマであります。

今までそれぞれ月額制度、これを私は日額報酬に変えるべきではなかろうかなと思います。別府市のこのそれぞれの委員会、資料をいただきましたけれども、ほとんどが直近の見直しが平成3年なのですね、市長。約20年たっています。20年で見直しがまだ行われ

ていません。これをぼちぼちそれぞれ、きのう、きょうかな、質問の中で県のほう、職員の皆さん方の——県のほうで——7.8%かカットされるというようなお話も先ほど聞いたような気がします。それを踏まえると、全体的に考えたときにこの行政委員の報酬をこのままの状態でもいいのかどうかということ、私は後ほどお聞きしたいと思います。

また、この報酬の水準を实际市民の皆さんは知らないと思うのです。これを聞いたときに、市民の皆さんが理解できるかどうか、十分説明できるかどうか、その点についてはどうですか。

○職員課長（榎山隆士君） お答えをいたします。

まず、支出の根拠でございますけれども、地方自治法第203条の2第2項では、その勤務日数に応じてこれを支給することとなっております。ただし、条例に特別の定めをした場合にはこの限りではないとの規定があり、現状ではこの条例の規定に沿って支給しております。

それから、どの程度の報酬の水準が妥当であるかということにつきましては、いろいろな御議論があろうかとは思いますが、それぞれの行政委員会での各委員の職務の内容、性質、職責、勤務の態様、負担等の諸般の事情を考慮して定めるべきとの判例もございますので、それを含めまして市民に説明していくべきものであると考えております。

○16番（松川峰生君） 2009年に大津地裁が差しとめを命じて以降、27都道府県が見直しました。こうした実態に勤務実態に見合った支給でなければ一般市民の理解は得られないとの判断があったようだ。市民からは、ようやく働いた分だけ支払う当たり前の支給になっただけというような記事も記載されております。裁判の結果、高裁ではこれは違法ではなかったと言っていますけれども、実態として私は、今後各地でこういう裁判も起こった、月額制度を日当制に見直すべきだと考えておりますけれども、別府市の考えはいかがですか。

○総務部長（釜堀秀樹君） お答えします。

委員会の委員の報酬を月額制にするか日額制にするかについては、裁判判例によりまして、委員会委員は、市長から独立した機関であり、担当する事務については、最終的な責任を負うということとなっております。そのための人材を確保しなければならないために報酬のあり方、また、業務について一定程度の専門性が求められることなど職務の性質、内容、職責等を考慮する必要があること。また、業務の性質上、会議の日数だけではその委員の勤務を評価することは適当ではないということです。その会議に出席するための準備行為、また打ち合わせ行為等々もございまして、その辺も踏まえて、判例では諸般の事情を総合的に考慮する必要があるというふうに判断されております。

別府市におきましては、先ほど議員御指摘のように20年近く報酬の見直しを行っていないという実情もございまして、その間、社会情勢の変化等もございまして、他都市の状況を調査する中で、先ほど議員が御指摘の市民の理解も得なければいけない。また月額制、日額制も含めて適正な委員会委員の報酬を見直していかねばならないというふうに考えております。

○16番（松川峰生君） 今、総務部長から前向きな御答弁をいただきました。ぜひ、先ほど、見直していかねばならないという御意見をいただきました。

実は別府市の委員の皆さんが14市でどの程度のものか、資料をいただきました。もちろん大分市、人口の多い順番になっているのですが、私は、職務については人口の大小は余り関係ないと思っています。人口が多いから同じ委員会の、例えば監査委員が、人口が多いからものすごく多いのだとか、あるいは公平委員会で人口が少ないから多いか、そんなに中身が大きく違うものではないと思います。ぜひ類似団体や、あるいは大分県14市のいろんな金額も参考にしながら、総務部長、検討をしていただければ、そう思っ

ております。

先ほど申し上げましたけれども、やはり 20 年改定がないというのが、私は異常であろうかと思えます。少なくともその途中でこの議論があったかどうかは、改めてまたお聞きしますけれども、きっちりとした、今こういう時代です、先ほど御答弁にもありましたけれども、今はもう日進月歩、すごく早く時代が回っています。その中でこの部分だけが永遠に何十年もこの状態であること自体が少しおかしいのではないかと思いますので、ぜひ御検討いただいて、また見直し等も含めて内部で検討していただくことをお願いして、この項の質問を終わります。

次に、最後になりますけれども、第 3 次別府市行政改革推進計画、平成 23 年度進捗評価報告書というのをいただきました。第 2 次のほうは、まだ私のちょっと手元がないのですけれども、3 次の中で内部評価は C、外部評価 C というところのみ少し質問をさせていただきたいと思えます。

まず、課税課のところでありましてけれども、市民税の課税客体的確な把握というところで、大分評価委員の皆さんから御指摘されている部分が多々あります。この点についてどのようにお考えですか。

○次長兼課税課長（三口龍義君） お答えいたします。

平成 23 年度は、種々の取り組みを行い、個人市民税の課税客体の把握に努めてまいりましたが、目標数値 500 件に対し 420 件であり、目標数値をクリアできなかったためと考えております。

○16 番（松川峰生君） 500 件に対して 425 件、クリアできなかったという中で、今回、私、この評価の対象、例えばこれはいいか悪いかは難しい判断なのですが、もともと評価の基準が高かったから C なのか、あるいは自分たちで目標、普通考えられないのですけれども、目標をつくって C、英断だなどと思うところと、実際目標が高かったのではないかなと思う部分もどちらか。これは今後お話をさせていただきますけれども、そこで、平成 26 年度に向けて、今後クリアするために課税課として具体的な取り組みを教えてください。

○次長兼課税課長（三口龍義君） お答えいたします。

課税の公平性や税収確保のためにも、課税客体の把握は大変重要であると認識しておりますので、引き続きこの目標数値達成に向けて取り組んでまいりたいと考えております。具体的には他の先進地の取り組みを参考にし、今までの別府市の取り組みを検証するなど、検討を重ねてまいりたいと考えております。また、市報等を通じて個人市民税の申告を怠ると、本来受け取ることのできない利益を逸してしまうことなどを広報し、申告につなげていきたいと考えております。

○16 番（松川峰生君） 今、課長から答弁がありましたように、国民年金にしても、本来納付しなくてはいけないけれども、そういう意識の希薄が大変困った部分であろうかと思えます。皆さんのところ以外でも、いろんな税に対する市民の皆さんからお話があるかと思えます。その中でやはり決まり事、払わなくてはいけない部分も後回しになる。例えば給食なんかでも本来給食費は受益者負担なので、全て保護者が払わなくてはいけないのですけれども、それさえ滞納という厳しい状況にありますので、今後もこの課税については、別府市の財源の根幹をなすところです。しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

この項については、以上です。

次に、職員課の新たな人材制度の構築並びに任期付職員制度の導入。これは内部評価 C、外部評価 C、ダブル C でございます。ここで、この件についてどのような結果において C になったのか、お答えください。

○職員課長（檜山隆士君） お答えをいたします。

職員課所管については、今御指摘のあった 2 つの事業がございまして。

まず、新たな人事管理制度の構築について御説明をいたします。

平成23年度におきましては、当初、人事評価を中心とした人事管理制度の構築を目指しておりました。しかし、市民委員会の御意見もいただく中で、職員を育成するには人事管理制度単体で制度を考えるよりも、採用、研修、昇任、人事異動、勤務評定等の制度を連動させたもののほうがより効果的であるとの判断から、人材育成型人事制度、この構築を目指すよう発展的に方向性を修正し、検討を開始いたしました。しかし、今御指摘の人事管理制度単体として見れば実質的進捗がないため、内部評価をC評価といたしました。平成24年度におきましては、この人材育成型人事制度を構築し、今年度より制度に基づいた施策の実施に取り組んでいるところでございます。

次に、任期付職員制度の導入についてでございます。

平成23年度におきましては、制度の事例調査研究が取り組み計画でございました。制度導入に向けて情報収集、制度導入可能な職場について検討はしましたけれども、導入する職、あるいは任用形態に法的な制限が多く、別府市では実質的に導入が困難ではないかとして、制度導入につながる具体的な結果には至らなかったということでC評価といたしました。しかし、昨年度平成24年度におきましては、他都市の導入事例も研究する中で、任期付職員の採用に係る条例を制定し、採用試験も実施、今年度4月から社会福祉課など一部の職場におきまして任期付職員として勤務を開始しており、既に導入済みでございます。

○16番（松川峰生君） 今、課長の答弁の中で平成23年度できなかった部分、もう平成24年度にはそれを実行に移しているというふうに判断していいですか。

○職員課長（檜山隆士君） はい、そのように御判断いただいて結構でございます。

○16番（松川峰生君） ぜひ平成24年度はこのCが、ランクが上がるようにまた努めていただきたいし、大変評価の難しい、特に人事のところ、数字で出るものではないので大変難しい部分があるかと思えますけれども、しっかりと将来を見据えた取り組みが必要であることだと思います。そこをしっかりと、今後取り組んでいただきたいと思えます。

最後に、政策推進課のところで評価、稲尾さんのところですが、このところ、使用料及び手数料の見直し、ここはCになっていますけれども、その内容について。

○政策推進課長（稲尾 隆君） お答えいたします。

まず、行政改革を推進する、総括をする担当部署としてC評価をいただいたことを、大変反省しております。

当初の取り組み計画では、他都市の施設使用料の基準を参考に、公共性や民間施設の代替性など、性質ごとに施設を分類して受益者負担の割合を定めた基本指針を作成して使用料を見直す予定でした。素案をつくる段階まで行きましたが、ほとんどの施設において使用料の利用者負担を増加するということになります。また、その一方で利用者が負担する以外の部分につきましては、税金ということになりますので、施設を利用しない方にも実質的な負担をお願いするものであります。その境界線をどこにするか、負担の公平性が大変重要ですが、また難しい問題でもあります。したがって、使用料を改定する前に、まずは各施設の管理運営にどの程度の公費が投入されているかという収支状況などを示し、市民の理解を得なければならないと判断して、取り組み計画を先送りしました。

このほど、公共施設のあり方を検討するための基礎資料として公共施設白書が作成・公表されました。維持管理費のみならず、施設の更新に莫大な費用が今後かかると予測されております。今後、情報を開示しながら市民全体の議論を深め、理解と協力が得られるよう基準を作成し、料金設定の適正化に取り組んでいきたいと考えています。

○16番（松川峰生君） 今、課長から答弁をいただきましたように、時期的にいろんな施設の改修あるいは増築、あるいは建て直しという中で、一部の特定の方が利用するだけの施

設、これにも税金が投資されると、一般市民が負担したと同じ状況ですけれども、しかし、公共の施設というからには利益だけを求めるものではないと私は思っています。やはり社会福祉、健康増進、そういうことも踏まえながら今後、先ほど答弁がありましたようにこの公共施設白書、私も全てではないのですけれども、一部スポーツ施設、見せていただきました。こういうことをまた参考にしながら、全ての市民がなかなか納得することは難しいのですけれども、どちらにしても、もう施設の改修等は目の前に来ております。早目の取り組みを、また御苦労ですけれども、お願いして、この項の質問を終わりますけれども、最後に総括として市長の見解をお聞きしたいと思っております。

○市長（浜田 博君） お答えいたします。

数々の御指摘をいただきまして、ありがとうございます。行革の推進に当たっては具体的な数値目標、さらには目標数値を掲げて進捗状況をしっかりとチェック、管理しているという状況でございます。

先ほど来御指摘の外部評価につきましても、有識者また公募委員の中で市民や民間の視点で大変貴重な意見もいただいております。中には成果があったと評価をしていただいた部分もありますが、本当に御指摘があったように、中には大変厳しい評価もいただいております。これらの評価結果については、市政の透明性をしっかりとつけるということでホームページにも公開をしている状況でございます。

また、評価の結果を真摯に受けとめるとともに、特に内部評価で取り組み不足の部分、この改革項目については、目標を達成するためにどうすべきかをしっかりと考えていく。そして、具体的に行動するように担当課に指示をいたしております。また、改革を着実に実行させるとともに職員の意識改革、これもしっかりと図っていかなくてはいけないな、こう思っています。

少子・高齢化が急速に進む中、本当に目まぐるしい変化をしている社会情勢、地域経済の状況を考えていきますと、今後も厳しい財政運営は予想されます。そういう中でより一層行政の効率化を進め、市民ニーズに応えることのできる行財政運営をしっかりと取り組んでいきたい、このように考えております。

○16番（松川峰生君） これから第4、5、6次までであると思っております。しっかりと今、市長が御答弁いただきましたように全庁体制でこの改革を進めていただくことをお願いして、私の質問を終わります。

○議長（吉富英三郎君） お諮りいたします。本日の一般質問はこの程度で打ち切り、あす定刻から一般質問を続行したいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉富英三郎君） 御異議なしと認めます。よって、本日の一般質問はこの程度で打ち切り、あす定刻から一般質問を続行いたします。

以上で、本日の議事は終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後3時39分 散会

